

令和2年第3回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和2年3月10日（火）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 付託事件 (1) 議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
(2) 議案第18号 令和2年度白井市水道事業会計予算について
(3) 議案第19号 令和2年度白井市下水道事業会計予算について
(4) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 植村 博 委員長・影山 廣輔 副委員長
小田川 敦子 委員・秋谷 公臣 委員
平田 新子 委員・石川 史郎 委員
長谷川 則夫 議長
5. 欠席委員 伊藤 仁 委員
6. 説明のための出席者
市執行部
市長 笠井 喜久雄
市民環境経済部長 川上 利一
(農業委員会事務局長)
都市建設部長 高石 和明
市民活動支援課長 岡田 光一
市民課長 篠田 順子
環境課長 金井 正
産業振興課長 川村 俊男
都市計画課長 東山 智
建築宅地課長 宇佐美 喜久
道路課長 竹田 忠夫
上下水道課長 青木 元晴
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井 治夫
主 査 萩原 靖殖
主任主事 石井 和子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○植村 博委員長 皆さん、おはようございます。新型のコロナウイルスもいよいよクラスターという爆発的な拡大、そういうことが懸念されるようになってまいりました。いずれにしましても、日常生活、そして、経済活動に大きな影響を及ぼしている事態となつてまいりました。基本的には私たち一人一人が自分の免疫力を高め、そして、基本に忠実に、手洗い、うがい等、しっかり自分の健康を守っていくということが基本になると思います。どうかよろしくをお願いいたします。

今日は委員会2日目の審議となっております。基本に忠実に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いします。

○笠井喜久雄市長 皆さんおはようございます。都市経済常任委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の広がり、マスクや消毒液の入手が困難な状況となっております。このような中、市と教育委員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、工業団地協議会に対し協力を要請していましたが、このたび工業団地で操業しています日本美容化学株式会社からアルコール消毒液を、公共施設用として500ミリリットルボトルを200本、学校用として1リットルボトルを60本寄附していただけることになりました。公共施設用としては、各センターなど公共施設のほか、公立保育園、私立保育園、幼稚園にも配布することとしております。学校関係では、卒業式及び入学式で保護者用として活用させていただきたいと思っております。

また、学校が休校になったことに伴い、給食食材として利用される予定であった野菜を白井駅で販売することにしました。市内の農家の新鮮な野菜を、本日午後5時から、JA西印旛農業協同組合が販売をいたします。議員の皆様には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日は、議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算のうち都市経済常任委員会が所掌する都市建設部所掌分、議案第18号 令和2年度白井市水道事業会計予算、及び議案第19号 令和2年度白井市下水道事業会計予算の3議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様におかれましては、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては植村委員長にお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○植村 博委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。

また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

また、マスクの使用は構いません。発言の際はマイクに近づき、発言をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

(1) 議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○植村 博委員長 日程第1 議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算のうち当常任委員会に付託された中で都市建設部が所掌する科目についてを議題といたします。

議案の内容について、順次担当課長の説明をお願いします。なお、説明に当たりましては、内容に大きく変更のあるもの、及び新規事業等に係る経費について、予算書のページを示し説明をお願いいたします。

東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 予算の審議に先立ちまして、事前に各委員の皆様へ提出をさせていただきました都市建設部所管分の都市経済常任委員会資料の内容に複数の誤りがございましたので、おわびを申し上げます。

なお、資料の訂正箇所が複数に及びますので、訂正箇所を赤字で示した訂正依頼用の資料を本日記付させていただきました。大変お手数ではございますが、お手持ちの資料の訂正をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○植村 博委員長 わかりました。ありがとうございます。

竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、道路課関係の歳出予算について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、予算書及び常任委員会資料により説明をさせていただきます。

予算書は140ページからになりますので、お開きいただきたいと思います。

それでは、7款1項1目土木総務費は、予算額1億3,729万9,000円で、道路課職員の人件費や事務的経費を計上しておりまして、前年度比1,093万9,000円の増額となっております。

それでは、各事業について御説明をさせていただきます。

1番の一般職員人件費につきましては、予算額1億162万3,000円で、現員により職員15名分を計上しております。

2番の土木総務事務に要する経費は、予算額3,567万6,000円で、各事業のための管理費や道路台帳データ作成、及び法定外道路現況調査委託料、また、各協議会等への負担金などを計上しており、前年度比428万6,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額によるものでございます。

次に、141ページをごらんください。中段あたりになります。

7款2項1目道路維持費は、予算額3億9,286万1,000円で、交通安全施設整備に係る経費や道路維持修繕に係る経費を計上しており、前年度比905万7,000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、市道維持修繕に要する経費が減ったことによるものでございます。

それでは、各事業について御説明をさせていただきます。

1番の道路橋梁総務事務に要する経費は予算額127万4,000円で、道路維持に係る消耗品や廃棄物の処理などの経費を計上しております。主に消耗品としては、舗装修繕のための常温合材や土嚢等の購入費でございます。

2番の交通安全施設整備に要する経費は予算額1,070万1,000円で、交通安全施設の整備に必要な経費を計上してございます。内容につきましては、交通量調査として交通量実態調査委託料、劣化した区画線等の引き直しなどのための区画線設置工事、カーブミラーやガードレール等の修繕や設置をするための交通安全施設整備工事の費用を計上しております。

3番の市道維持修繕に要する経費は予算額3億8,088万6,000円で、道路及び排水施設等の維持修繕に必要な経費を計上しており、前年度比931万3,000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、道路ストック点検委託料、及び排水設備工事の減額によるものでございます。

それでは、主な事業についてでございますが、常任委員会資料をあわせてごらんください。資料のほうは、2ページからになります。なお、資料の整理番号につきましては、5ページの案内図の番号と一致しております。

それでは、予算書の12節委託料から御説明をいたします。委託料につきましては3,662万6,000円を計上しており、各事業は資料の2ページの整理番号1から8となります。

主な事業でございますが、整理番号1と2につきましては、未登記道路等に対する経費、整理番号3から7につきましては、道路の安全性を確保するための対応に要する経費でございます。

整理番号8の道路ストック点検委託料につきましては、道路附属物の点検委託料を計上してございます。

それでは、予算書の142ページ上段の14節工事請負費につきましては、3億3,926万円を計上しております。各事業は、資料の2ページ、3ページの整理番号9から28となります。

主な事業といたしまして、整理番号12は排水設備工事で、神々廻地区の雨水排水対策として、市道01-021号線の排水施設の工事を実施するものでございます。

整理番号13から24の道路修繕工事は、舗装の打ちかえ工事を行うものでございます。

整理番号25から28は、老朽化した道路附属物の改修工事や、要望等を含めた道路の安全を確保するために要する経費でございます。

次に、18節になります。負担金補助及び交付金につきましては、急傾斜地崩壊対策事業費負担金500万円を計上しております。県事業で実施している平塚地先の急傾斜地崩壊対策工事について、工事費の20%を市が千葉県に負担するものでございます。

続きまして、予算書142ページ中段になりますが、7款2項2目道路新設改良は予算額4億9,840万7,000円で、市道の拡幅改良や新設道路整備に必要な経費を計上しており、前年度比1億800万1,000円の増額になっております。

各事業について御説明いたします。

資料の3ページから4ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、1番の工業団地アクセス道路整備事業につきましては、委託料や工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金として2億9,070万2,000円を計上しており、前年度比3,489万8,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、平成31年度の国の補助金の社会資本整備総合交付金が要望額を下回ったことで、工事の実施計画を見直し、令和2年度のほうに振り分けたことによるものでございます。

各事業でございますが、12節委託料につきましては2,158万3,000円を計上しております。

資料のほうは、整理番号で29番になります。それでは、除草業務委託料は、用地買収を行った土地の草刈りの業務の委託費で120万円を計上しております。

次に、資料は整理番号の30で、測量業務委託料につきましては、用地買収に係る境界ぐいの設置や分筆登記の資料、境界査定図の作成などの委託費として224万1,000円を計上しております。

次に、資料は整理番号31番で、不動産鑑定業務委託料につきましては、用地買収価格の鑑定を委託するもので、307万2,000円の計上でございます。

次に、資料は整理番号の32で、実施設計委託料につきましては、構造物に係る詳細設計、千葉県警交通規制課との協議に係る費用で1,177万円を計上しております。

次に、資料は整理番号33で、仮設構造物管理委託料につきましては、圧密盛土したのり面の管理に係る費用で330万円を計上しております。

続きまして、13節使用料及び賃借料につきましては、工事のための土地の賃借料として253万6,000円を計上しております。

次に、14節工事請負費につきましては2億4,000万円を計上してございます。資料は4ページの整理番号39となります。こちらは、富塚地先、工業団地アクセス道路、市道00-136号線の盛土工事などの道路改良工事費を計上しているものでございます。

予算書で、16節公有財産購入費1,322万4,000円につきましては、市道00-136号線の用地買収費を計上してございます。

17節備品購入費は、23万1,000円につきましては、市道00-136号線等の設計に必要となる事務用品費を計上しておるものでございます。

21節補償補填及び賠償金ですが、1,310万5,000円につきましては、市道00-136号線の物件補償費などを計上しております。

次に、予算書143ページの中段になりますが、2番市道新設改良事業は予算額2億770万5,000円を計上しており、前年度比7,310万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、県道千葉ニュータウン北環状線関連の市道整備費を計上したことによるものでございます。

各事業でございますが、12節委託料は2,297万3,000円を計上しております。

資料は、3ページのほうになります。

整理番号34で、除草業務委託料は富土地先市道12-002号線、清戸地先市道15-002号線、市道15-003号線の用地買収を行った土地の草刈り業務の委託費として70万円を計上してございます。

次に、資料は整理番号35で、測量業務委託料につきましては、富土地先市道12-002号線の用地買収に係る境界ぐいの設置や分筆登記の資料作成、及び清戸地先の市道15-003号線ほか5路線の境界査定図の作成などの委託料として1,047万1,000円を計上しております。

次に、資料は整理番号36で、不動産鑑定業務委託料につきましては、用地買収価格の鑑定を委託するもので、68万1,000円を計上しております。

次に、資料は整理番号37で、物件調査委託料につきましては、用地買収地内の物件補償調査を委託するもので、706万2,000円を計上しております。

次に、資料は整理番号38で、実施設計業務委託料につきましては、桜台地先市道00-134号線ほか道路詳細設計、及び千葉県警交通規制課に係る協議のための図面作成等の費用で、405万9,000円を計上しております。

続きまして、予算書の14節工事請負費につきましては、道路新設改良工事として1億7,386万8,000円を計上しております。

各事業でございますが、資料4ページのほうをごらんください。

整理番号40番で、道路改良工事につきましては、富土地先の市道12-002号線の道路及び歩道等の新設改良工事でございます。

次に、資料は整理番号41で、道路改良工事につきましては、清戸地先の市道15-003号線ほかで、県道千葉ニュータウン北環状線関連市道の改良工事費でございます。

次に、資料は整理番号42で、側溝敷設工事につきましては、根地先の市道02-001号線で、平成30年度から整備を進めております改良事業のうち、令和2年度は側溝を敷設する工事でございます。

次に、予算書の16節公有財産購入費の67万6,000円につきましては、富土地先の市道12-002号線の用地買収費を計上しております。

次に、21節補償補填及び賠償金の1,018万7,000円につきましては、根地先の市道02-001号線及び清戸地先の市道15-003号線の電柱移設補償費を計上しております。

続きまして、7款2項3目橋梁維持費、1番の橋梁維持に要する経費につきましては、予算額1億9,098万円を計上しております。前年度比6,100万円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、橋梁補修設計費の減額によるものでございます。

12節の委託料につきましては、2,878万円を計上しております。

資料の4ページとなります。

番号は43番から44番で、橋梁点検業務委託料につきましては、104A橋のほか10橋の橋梁点検や、鉄でつくられた102B橋ほか5橋の塗装塗膜の成分調査を行うもので、2,810万円を計上しております。

次に、予算書144ページ上段になります。資料は整理番号45で、設計単価調査委託料につきましては、橋梁修繕工事の設計見積もりにおいて、単価が10万円以上となる資材がございますので、県の積算基準の規定によりまして、単価の価格調査が必要なことから、68万円を計上しております。

14節工事請負費につきましては、1億6,220万円を計上してございます。

資料は整理番号46で、橋梁工事につきましては中木戸上橋ほか7橋の修繕工事を予定しております。

続きまして、予算書の144ページになります。

7款3項1目河川総務費は予算額5,464万6,000円を計上しており、前年度比5,248万7,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、昨年度予算計上していない河原子地先の水路台帳整備委託料、平塚地先の市道00-005号線ほかの水路詳細設計委託料によるものでございます。

各事業でございますが、1番の河川総務事務に要する経費につきましては、所属する協議会への負担金等事務的経費として7万2,000円の計上でございます。

2番の水路維持改修事業につきましては、予算額5,457万4,000円を計上しております。

主な事業につきましては、資料の4ページをあわせてごらんください。

委託料でございますが、資料番号は47番で、除草業務委託料につきましては、西白井地区内の2カ所の調整池の除草を行うもので、207万7,000円を計上しております。

次に、資料は整理番号48で、測量設計委託料につきましては、河原子水路の水路台帳の整備を行うもので、1,046万1,000円を計上しております。

次に、資料番号49で、実施設計委託料につきましては、市道00-005号線、平塚地先、及び、市道

03-013号線、復地先の水路の詳細設計を行うもので、4,127万2,000円を計上しております。

続きまして、予算書の18節負担金補助及び交付金でございますが、雨水（汚水路）施設維持管理負担金76万4,000円につきましては、柏市が実施する西白井地区の金山落とし水路の除草業務費のうち、流域面積割合である50.88%分について柏市へ負担するものでございます。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、7款4項都市計画費に計上する都市計画課及び建築宅地課所管の歳出予算につきまして御説明いたします。

予算書の144ページから150ページにかけての、7款土木費、4項1目都市計画総務費につきましては、一般職員人件費のほか、都市計画総務事務に要する経費、建築宅地総務事務に要する経費、自転車駐車場の運営等及び放置自転車対策に要する経費、近居推進事業及び住宅リフォーム助成事業に要する経費、道路ネットワークづくり事業、鉄道及びバス交通推進事業に要する経費など、4億7,024万円を計上しており、前年度比1億6,438万円の増額となっています。

それでは、各事業について御説明いたします。

144ページ右側説明欄をごらんください。

初めに、1番の一般職員人件費1億4,430万1,000円は、都市建設部長、都市計画課及び建築宅地課職員20人分の人件費を計上しており、前年度比206万円の増額となっています。

次に、2番の都市計画総務事務に要する経費2,824万円は、都市計画審議会及びまちづくり審議会の運営に要する経費、各種協議会等への負担金、都市計画変更に必要な図書の作成業務委託料などを計上しており、令和2年度は3年に一度実施する固定資産税の評価替えにあわせた都市計画基本図の作成費などにより、前年度比2,451万3,000円の増額となっています。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、3番の建築宅地総務事務に要する経費168万3,000円ですが、旅費、消耗品費、保険料、システム使用料、限定特定行政庁に関する各種会議等の負担金、及び、危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金などの経費として計上しており、前年度比6,000円の増額となっております。増額の理由ですが、消費税率引き上げによるものです。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、4番の自転車駐車場運営維持管理に要する経費1,232万6,000円は、白井駅前4カ所、西白井駅前3カ所の市営駐輪場の運営等に要する経費で、前年度比16万6,000円の増額となっています。増額の主な理由としましては、委託料における人件費の上昇によるものです。

次に、148ページ、5番の千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金管理に要する経費5万円は、基金を定期預金等で運用することにより得た利子を基金に繰り入れるための予算で、前年度と同額です。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、7番の被災住宅修繕緊急支援に要する経費について説明いたします。この事業は本年度新たに設置した事業で、昨年9月に発生しました台風15号等に伴い被災した住宅の屋根等の修繕費用の一部を助成するもので、その経費として77万円を計上しています。

続きまして、8番の近居推進事業ですが、当事業は若い世代定住プロジェクトの重点戦略事業に位置づけられた事業で、その経費として1,064万4,000円を計上しております。前年比2万4,000円の増額となりますが、その理由につきましては、印刷製本費に関する消費税率引き上げによるもので、近居推進事業補助金の額は前年と同額としております。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、9番の道路ネットワークづくり事業387万2,000円は、総合計画の将来都市構造図に位置づけられた構想道路の計画化を推進するための調査業務を委託する経費です。

次に、149ページ、10番の鉄道交通推進事業6万6,000円は、各種協議会等への負担金などで、前年度と同額です。

次に、11番のバス交通推進事業5,466万1,000円は、コミュニティバスナッシー号の運行、地域公共交通活性化協議会に係る費用などを計上しており、前年度比545万円の増額となっています。増額の主な理由としましては、ナッシー号の運行委託料の上昇や、予定しているルート変更の経費によるものです。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、12番のアスベスト分析調査除去工事補助事業の経費25万円ですが、アスベストの分析調査に関する補助金1件分を計上しております。この補助金は全額国の補助金になります。

続きまして、13番の建築物耐震化支援事業に関する経費148万円ですが、木造住宅の無料耐震相談会の開催や、旧耐震基準の住宅についての耐震診断及び耐震改修に関する経費として計上しており、前年度と同額としております。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、150ページ、14番の放置自転車対策事業108万9,000円は、白井駅及び西白井駅周辺の放置自転車の撤去作業と撤去した自転車の返還作業に係る費用で、シルバー人材センターへの委託内容を一部見直したことにより、前年度比5万8,000円の減額となっています。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、15番の住宅リフォーム助成事業の200万円ですが、住宅リフォーム工事費の一部を助成する事業に対する補助金として計上しており、前年度と同額としております。

続きまして、16番のマンション対策支援事業の経費20万円ですが、市内の分譲マンション管理組合にマンション管理士を派遣する事業の経費として計上しており、前年度比10万円の増額としております。増額の理由ですが、今年度、派遣回数5回分の予算で事業を執行したところ、10月に予算に達した後、数件の要望、そういったものがあつたことから、令和2年度は派遣回数を10回にふやしたことによるものでございます。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、7款土木費、4項2目公園緑地費につきましては、都市公園等の整備や維持管理費、及び市道の街路樹管理等に要する経費として6億2,426万1,000円を計上し、前年度比3億802万円の増額となっています。

それでは、各事業について説明いたします。

初めに、150ページ、1番の特別保全緑地推進に要する経費253万6,000円は、都市公園や公共施設等と一体的な樹林地等を特別保全緑地として指定し、市民が自然環境に親しむ場として緑地を保全する事業に要する経費で、前年度比98万3,000円の増額となっています。増額の主な理由は、特別保全緑地の管理委託料の見直しによるものです。特別保全緑地の管理委託料については、住民参加による公園等の管理作業に関する要綱に基づきまして、NPO法人に委託しています。この要綱では、委託料の上限額を、5,000平方メートル以上の対象地につき一律に年間12万円と定めていましたが、NPO法人が管理する緑地には要綱に定められた上限の面積の3倍以上の緑地が存在することから、要綱の見直しにより、委託料の上限を5,000平方メートルから1万7,000平方メートルに引き上げ、これまでの委託実績に基づく管理面積区分の比例配分方式により、大規模な面積の緑地管理委託料を新たに設定したことによる委託費の増額でございます。

次に、151ページにかけての2番の市民の森維持管理に要する経費631万9,000円は、市民の森3カ所の清掃や草刈りなどの維持管理等に要する経費で、前年度比203万8,000円の増額となっています。増額の主な理由は、維持管理を委託しているシルバー人材センターの person 費の上昇による委託料の増額、及び園路等の老朽化による改修工事を実施することによるものです。

次に、3番の都市公園等維持管理に要する経費3億888万6,000円は、都市公園96カ所、緑地41カ所、及び街路樹179路線の維持管理などに要する経費です。前年度比830万1,000円の増額となっており、委託人件費の上昇及び管理数量の見直し等によるものです。

次に、152ページ、4番の公園施設環境整備事業1,678万6,000円は、開設から15年以上経過した46カ所の公園施設の長寿命化計画を策定するもので、698万5,000円の増額となっています。増額の理由は、平成31年度に行った公園施設の健全度調査結果を踏まえ計画を策定するもので、委託内容が調査委託から計画の策定業務に変わることによるものです。

次に、5番の（仮称）谷田清戸市民の森整備事業5,000円は、谷田清戸地区の良好な自然環境を維持保全し、生物多様性保全など、里山や森林を保全するための地元代表者との意見交換会を行う会議費用として茶菓代を計上しているものでございます。

次に、6番の都市公園等整備事業2億8,972万9,000円は、（仮称）富士公園の新設事業における千葉県地方土地開発公社からの、用地取得に要する経費及び測量経費です。この事業は、防衛省所管の防衛施設周辺民生安定施設整備事業として、国の補助金を活用して新たな公園を整備する事業です。なお、供用開始は令和6年度を予定しています。

以上です。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 道路課分といたしまして、先ほど7款2項3目橋梁維持費の1番の橋梁維持に要する経費について、対前年度比で6,100万円の減額と説明いたしましたけれども、正しくは610万円でございます。訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

それでは、予算書199ページの下段から200ページ上段にかけてをござらんください。

10款2項1目土木災害復旧費につきましては、土木災害復旧工事費1,000円を窓口として計上しているものでございます。

以上で歳出予算の説明を終わります。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 先ほど、ちょっと訂正がございます。150ページですが、15番住宅リフォーム助成事業の予算額につきまして、先ほど私は200万円と言ったようで、正しくは700万円でございます。訂正させていただきます。

○植村 博委員長 わかりました。

竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、歳入予算について御説明をさせていただきます。

予算書のほうは20ページをお開きください。

一番下の段で、12款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては650万円で、前年度と同額を計上しております。これは道路交通安全施設の設置管理に要する経費として国から交付されるもので

ございます。

続きまして、21ページ上段の13款1項1目土木費分担金、道路橋梁費分担金の急傾斜地崩壊対策事業分担金47万9,000円につきましては、平成31年度に県事業で実施した平塚地先の急傾斜地崩壊対策工事について、受益者から市負担額分の20%を分担金として徴収するものでございます。

22ページをお願いいたします。

13款2項2目土木費負担金、河川費負担金の雨水貯留施設維持負担金10万2,000円につきましては、西白井地区の調整池の草刈り等管理費用について、柏市との協定に基づきまして柏市から負担をいただくものでございます。

続きまして、14款1項5目土木使用料のうち、1節道路使用料で、3,500万円につきましては、道路敷地内の電柱やガス等の占用物件の占用料で、実績を考慮して計上してございます。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 次に、2節都市公園使用料28万3,000円のうち、都市公園使用料1,000円は、条例に基づき公園の一部を独占的に使用する際の使用料で、窓口予算として計上しています。

その下の都市公園占用料28万2,000円は、電柱や電話柱などの公園内への占用料で、実績を考慮して計上しています。

続けて、3節自転車駐車場使用料1,759万3,000円は、白井駅及び西白井駅の駅前駐輪場の利用者に負担していただく使用料で、利用実績等を考慮し176万3,000円の減額を見込んでいます。

続きまして、23ページの最下段の部分をごらんください。

2項4目土木手数料、1節土木手数料で、95万4,000円のうち、屋外広告物許可手数料93万5,000円は、県からの権限委譲事務として、屋外広告物の新規許可及び更新許可の手数料です。更新許可件数を見込みまして2万8,000円の減額を見込んでいます。

以上です。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 同じく、土木手数料の屋外広告物の下の諸証明でございますが、1万9,000円につきましては、道路の幅員証明及び境界確定書等の発行手数料で、実績を考慮して計上しているものでございます。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 その下の2節都市計画手数料34万6,000円のうち、都市計画手数料1,000円は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を証明する手数料で、窓口予算として計上しています。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、24ページをごらんください。

都市計画手数料のうち、建築確認申請等手数料につきましては、確認申請、完了検査申請、仮設建築物許可申請、各1件ずつ、計15万円を実績をもとに計上しております。

次の長期優良住宅認定手数料ですが、25件分、15万円を実績をもとに計上しております。

続きまして建築関係諸証明ですが、100件分、3万円、続きまして、低炭素建築物認定手数料は1件分5,000円、建築物省エネ法に基づく認定手数料につきましては、2件分、1万円を計上しております。

続きまして、その下、3節、開発行為許可等手数料44万1,000円ですが、都市計画法に基づく開発許可等申請手数料として39万4,000円、開発登録簿の写し交付手数料として4万7,000円を、いずれも実績をもとに計上しております。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 次に、その下の4節、放置自転車移送保管手数料15万円は、市が撤去した自転車について、所有者からの返還の申し出があった場合の手数料で、前年度と同額でございます。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、25ページをごらんください。

15款2項4目の土木費国庫補助金4億5,893万2,000円のうち、社会資本整備総合交付金として3億2,080万1,000円のうち、道路課分といたしましては3億12万1,000円を計上しております。こちらは道路修繕工事、道路改良工事、橋梁修繕工事、及び橋梁の点検委託に対する交付金を計上しているものでございます。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 同じく、社会資本整備総合交付金3億2,080万1,000円のうち600万円につきましては、都市公園施設長寿命化計画策定委託費に係る補助金でございます。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 同じく、社会資本整備総合交付金のうち建築宅地課所管分として968万円を計上しております。内訳ですが、建築物耐震化支援事業、アスベスト分析調査補助事業、マンション対策支援事業、住宅リフォーム助成事業、近居推進事業、危険コンクリートブロック塀等対策事業、及び被災住宅修繕緊急支援事業に対する補助金として計上しております。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 その下の民生安定施設整備事業補助金1億3,813万1,000円は、防衛省所管の補助事業として実施する（仮称）富士公園整備に係る補助金でございます。

以上です。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 続きまして、28ページをごらんください。

16款2項4目土木費県補助金、1節土木費補助金として90万8,000円を計上しております。このうち住宅建築物の耐震化サポート事業補助金ですが、これは戸建て住宅の耐震診断、耐震改修、耐震診断相談会、及び危険コンクリートブロック塀等対策事業に関する補助金のうち、県負担分として51万7,000円を計上しております。

その下の被災住宅修繕緊急支援事業補助金39万1,000円は、台風15号等で被災した住宅の屋根等の修繕工事費用の一部を助成する事業費のうち、県負担分について計上しております。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 次に、29ページの下段の部分をごらんください。

17款財産収入、1項2目利子及び配当金、1節利子15万4,000円のうち、一番下の千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金利子5万円につきましては、基金の一部を定期預金等として運用する利息となります。

続きまして、その下の2節配当金13万8,000円のうち、30ページに移りまして、一番上のところの千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社配当金8万6,000円につきましては、市が保有する同社の株式1,720株に対する配当金で、前年度と同額でございます。

以上です。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、30ページ中段になります。17款2項1目2節土地売払収入で、200万1,000円のうち、道路課分につきましては、法定外公共物等の用途廃止に伴う土地売払収入に対する窓口として1,000円を計上してございます。

以上です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 続きまして、19款繰入金、1項3目千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金繰入金8,695万2,000円は、千葉ニュータウン事業に関連する清戸地先の市道新設改良事業の特定財源として、基金から一般会計に繰り入れをするものでございます。

次に、32ページをお開きください。

21款諸収入、4項2目雑入につきましては、項目によりまして複数の課により計上されているものがございます。合計として示されています。事前に各委員の皆様へ雑入の一覧表を提出させていただいておりますので、そちらをごらんいただきまして、各課とも説明を省略させていただきます。

以上で歳入予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○植村 博委員長 ありがとうございます。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開は11時15分。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○植村 博委員長 それでは、休憩に引き続き再開いたします。

予算書の140ページ、7款1項1目土木総務費、ここだけでお受けしたいと思います。次のページの上段までです。

それでは、質疑をどうぞ。

小田川委員。

○小田川敦子委員 土木総務事務に要する経費の中の12委託料、この中にあります道路台帳データ作成委託料について伺います。

2年度のこの台帳のデータ作成はどこまで進む予定なのか、全体に対しての進捗はどれぐらい進むのかについて伺います。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今回認定をする開発等で受けた道路について、道路台帳として整備をしていくというものになっております。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、開発を受けた分を道路台帳に追加をするということになると、既に市内の道路台帳のデータは完成しているということでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 平成30年度で完成をしております。これに新たな新規認定路線として電子化としてデータを入れていくという作業になります。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、次に141ページ、7款2項1目道路維持費、これがかなり長くなっておりますので、それから、その次の土木費の河川費、河川総務費、ここまで一緒にやりたいと思います。144ページの上段まで。

平田委員。

○平田新子委員 142ページ、14の工事請負費ということで、いろいろなところが修繕されたりして

いくわけですがけれども、大まかな修繕の計画とともに、個別にここの道路の状況がということで、いろいろ市民の皆様から訴えがあったりという、両方があると思います。この工事をしていく優先順位の令和2年度の方針、決め方というのを教えてください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、道路の修繕について、打ちかえ等が行われていくわけですがけれども、このことについては、道路のAWD調査等の路面性状調査等を行いまして、その点検結果を用いて、まず1つは決めていくというのがあります。やはり傷んでいるところが、ひどい状況というのがわかってきますので、そういったところを考慮しながら決めていきたいと、決めているものでございます。

それから、維持工事ということで、打ちかえ等ではないんですけれども、いわゆる点々穴埋めとか、そういったもので出しているものもございまして。こういったものについては、こちらで把握しているもの、それから、市民の方から情報提供をいただいたもの等については早めに市、委託によって補修のほうをその都度かけていくというような状況でございまして。

以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 いわゆるそのインフラの長寿命化ということ、ニュータウンできたときから何十年たっているということで、こういう工事と大幅なインフラの再整備というのは一致しているものなのか、これとは別に大がかりにインフラの整備もかけていかなきゃいけないということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 失礼しました。先ほどの答弁の中でちょっと漏れていて、道路修繕計画もつくっております。こういった中から直す順番等も計画的につけていきたいというふうに思っております。なので、インフラ整備ということになると、修繕計画に従いまして実施していくというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 144ページまで、河川費までですが。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 142ページ、一番下段になりますけれども、工業団地アクセス道路整備事業、12番の委託料、先ほど説明あったんですけれども、ちょっと金額が少ないんで、120万円なんですけれども、除草業務委託料、多分これは買収した土地の、近所に迷惑かけられないとか、いろいろ事情があって除草の業務を委託したんだと思うんですけれども、私的には120万円というのと大きく感じるんで、どのような状況でどのような業務をするのか、ちょっとわかっているところがあれば教えていただきたいです。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 工業団地アクセス道路整備事業の除草業務委託料ということで、新たに今年度から入れておるものでございます。こちらの委託につきましては、アクセス道路の新設事業ということになりますので、取得した道路用地については、工事を実施するまである程度期間がやはり必要になります。そういった期間において適切に管理をしていくために、草刈り業務というものを委託していかうというものでございます。周りの状況は、農地等もございますので、適切に管理をしていきたいと考えております。

また、道路整備が完了すれば、道路維持のほうで草刈りを実施していくというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 それについてはわかりました。

そこで、一番最下段になりますけれども、仮設構造物管理委託料とありますけれども、330万円、これの内容について伺います。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 こちらについても新たな事業でございます。当該路線の整備に当たりましては、御案内、御説明しているとおおり、道路整備については圧密盛土ということで現在実施しているところでございます。

昨年の台風、それから、今年の1月の長雨などによって、この盛土が流されたり、一部崩れたりというようなことが出てございました。現在これについては、業者が請負期間中であれば管理をしていくということにはなるんですけれども、完成ということになりますと、これが業者の手がかからなくなってしまうということで、これを管理するために今回新たに計上させていただいたものでございます。盛土ということで、草等も生えてくるということもあるんですが、やはりその盛土の流出等がございますので、管理をしていきたいと。それで、この圧密の完了とか、本線整備に入るときなどについては、その盛土というものを撤去してまいりますので、その際には不要になってくるということになっております。

以上です。

○秋谷公臣委員 わかりました。

○植村 博委員長 そのほかに質疑は。

石川委員。

○石川史郎委員 144ページの7款3項1目、事業番号2、12節なんですけれども、先ほども説明ちょっとありましたが、測量設計委託料1,046万1,000円、あと、その下の実施設計業務委託料、これも4,000万円ぐらいありますけれども、ちょっと金額が大きいので、もう少し詳しい説明をお願いしますでしょうか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 7款3項1目の2番水路等維持改修事業の測量設計業務委託料1,046万1,000円のこの委託料についてでございますけれども、河原子地先の水路の台帳をつくっていききたいというものでございます。この河原子水路というものは、位置的には運動公園の北側といたしまして、そちらのほうに位置しております。平成14年度から、計画延長としては3,000メートル程度、3キロくらいで整備を開始しております。平成29年度までに約1キロ完了してございます。

この1キロ完成したところで、市道00-005号線、十余一から工業団地へ抜けていく道路になるわけなんです。平塚地先になります市道00-005号線の雨水処理を目的として、第1期目の工事が完了したということでございます。

この完了したのについて、今回は道路台帳の整備ということで、その水路の長さ、それから、幅員、あるいは、構造といったようなものを台帳データに落とし込んでいく。また、これらの台帳整備に對しましては、やはり水路の測量等現況調査も必要になっていきますので、断面別の延長であったり、あるいは、流底、流れる底の高さの測量をしたりして、調書というものを整えていくと、つくっていくというものになります。

それから、実施設計業務委託料の4,127万2,000円についてでございますけれども、こちら2カ所ございまして、市道00-005号線に係る実施設計の業務委託という部分につきましては、市道00-005号線の平塚地先の改良工事の計画、こちらについて、延長約793メートルがございまして、この道路の排水計画ということで、今回排水施設に係る設計を委託として発注したいというものでございます。この中に、設計としては構造等に係るものもございまして、地質調査10カ所やったり、そういったことを、排水管を整備するための設計ということでございます。

それから、もう1カ所でございますが、市道03-013号線、こちらは復地先ということで、法目のところになります。道路の整備につきましては平成28年度より行っているところでございますけれども、こちらの排水計画について、容量的に土水路で流していくというようなことで考えていたわけなんですけれども、昨今の雨の状況等を見ていきますと、やはり足りなくなる、それから、現に今年の台風、あるいは、長雨でも、やはり農地のほうにも水が入ってしまうというようなことが起きております。こういったことの中で、排水の計画を見直して、排水をきちんとつくっていくということで、法目川に直接放流するようなものとして設計をしたいと思っております。

内容としては、約60メートルの区間の水路の設計、それから、法目川、こちら県の管理になっておりますので、県との協議資料の作成、図面等の作成というものでございます。また、やはり法目川に落とすということで、樋管を1カ所つくる必要があるのかなということで、そちらに係りましては、重要構造物をつくる場所の土質調査なども行っていくというものになっております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 1個だけ確認というか聞きたいんですけども、測量設計委託料のほうで、3キロありましたよね、今のところ1キロ、あと2キロ、いつごろまでに終わるのかなという、もしわかればということ。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 こちらにつきましては、延長2キロというのは運動公園の下、神々廻地先になりますけれども、平塚と神々廻の間を十余一方面に上っていくものになります。残りがあと2キロということになりますけれども、やはり財政状況もございますので、こういった中でまた改めて検討していくということで考えております。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 ほかにございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 今のところなんですけれども、去年の台風、大雨の冠水が多分こういった調査をしていくといったきっかけになっていったのかなというふうにお話を聞いて思ったんですけども、道路冠水という意味ではほかでも何か所かあった中で、エリア的に平塚と法目というところに絞って、今回維持改修事業として、前年度よりも多額のお金をかけて着工するということを決めた、この場所を選定した理由について伺います。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、道路冠水があつて、そして、ここにしたということではちょっとなくて、1つは、市道00-005号線のほうについては、現在その道路の詳細設計等を行って、警察協議等を整えていきたいと。この後については地元へのまた説明等もあるんですけども、そういったスケジュールの中でやっていく。これとあわせて、道路の中で、やはり排水施設が必要になってまいりますので、道路の下につくる排水、排水路分をつくる設計というのが市道00-005号線のほうということになります。

それから、もう1つは、法目地先の市道00-013号線、こちらについては、道路整備については28年度からやっていたわけなんですけど、やはり土水路に流していくというようなことになっていて、既にもうつないではあったんですけど、実際には、雨が降れば、昨年も8月末、9月初旬の台風ですか、ああいったものもあつて、圃場のほうに入って、田んぼですとか、くろ、それが流されてしまって、稲にもちょっと泥がかぶって被害が出そうになったというようなところもあります。

こういったことをやはり見直さなければいけないだろうと、自然的な土水路ではなくて、それなりのやはり流量が今後大きくなるだろうということ等の中で、ここについては今道路整備を進めていますので、急がなければならないということで、今回ここで計画をしたということでございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 まだあります。別のところで。

141ページから始まります市道維持修繕に要する経費の中の、ページ渡って142ページにある委託料の中の道路ストック点検委託料、これが大幅に減額されている理由と、今度工事請負費の中の樹木等伐採のほうでは、400万円ぐらいですけれども、上がっているのです、この理由とその根拠について伺います。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、道路ストック点検委託料についてでございますけれども、こちらについては、道路の附属物の点検をしていくものでございます。昨年は、この中で、道路修繕計画の策定業務も一緒になっておりましたので、2,000万円程度の金額になっておりましたけれども、今回はその策定部分がないということで、街灯、それから、標識等の附属物の点検を市内一円で行うということになっております。

それから、次、樹木等伐採工事、こちらについては、今まで市内一円ということで、道路上に出てきたりしているものについて、情報提供あるいは市のほうの道路パトロール等で見つけたときに、市職員ではちょっと無理なものについて、あるいは、業者のほうが専門的に切れるというようなものについて対応してきたんですけれども、今回市のほうで管理している工業団地にピットというところがございます。北側小名内地区のほうになるところなんですけれども、以前は、水の浄化施設もあって、道路課で管理しているところがありますけれども、そのところに、つるとか、管理物がわからないくらい、実際には使用頻度が少なくなってきたものですから、放っておいたものを、市の管理物として適当ではないということで、管理をするために伐採ということで考えております。

それから、もう1つは、役所にほど近いところで、具体的には、そのサイゼリヤというレストランがあるんですけれども、そこが道路用地内に木が立っているものになります。あの木が、枯れ枝とか、そういったものが隣のブドウの棚の上に落ちるので、それがブドウの作付等に支障になってきているので切ってほしいというような農家の方からのお願い、要望がございました。また、隣のレストランからも、枝が落ちてきてというようなことも一部ではございました。

そういったことで、あの木を伐採していくとなると、それなりの安全対策、それから高所作業車等の専門の機械等が必要になってまいります。こういったものに対応するために410万円ほど高くなっているということでございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員、一問一答なので、1つずつということでもよろしくお願いします。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、144ページの一番下の土木費、都市計画費、ここからずっと行きまし

て、150ページの中段まで、公園緑地の前まで、少し長いですが、ここの範囲で質疑をお願いいたします。

平田委員。

○平田新子委員 148ページの、7) 被災住宅修繕緊急支援に要する経費ということで、これは新しくできた、予算化したものというふうに伺いました。多分去年の台風被害などの実績に基づいてこの金額が出ていると思うんですけども、その辺の積算根拠を伺います。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちらですけれども、当初罹災証明を交付した件数のうち、補助対象となる住家が約60件ございまして、そのうち一部損壊の住家の被害率、10%超えが3件、それから、それ以外は10%以下という被害状況の中で、あわせて、補助対象、工事費20万円以上の工事に対する補助金ということも鑑みまして、全部で20件ほどの被災建築物があると想定をいたしました。その補助対象工事費用が総額272万円として見積もっておりまして、このうち本年度分として195万円を見込んでおりましたので、その差額77万円を来年度の経費として計上したものでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほか。

それでは、平田委員。

○平田新子委員 その下の9) 道路ネットワークづくり事業ということで、やっとならば構想道路の調査業務委託料が出たんですけども、来年の令和2年度の調査内容というのはどういうふうな調査をするんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 委託の主な内容ということでお答えいたします。

まずは、この計画の実現性を検討するというので、そのための資料を作成するために、計画道路に関係する地域の土地所有者の皆様ですとか、その他の利害関係者等の調査を行います。その方々にアンケート調査をしたり、また、場合によってはヒアリングをしたりということで、意向確認を行い、この計画が実現できるかどうかというところの見きわめをしたいと考えております。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 最初に戻りまして、145ページ上段、都市計画総務事務に要する経費のうち、1番ですけれども、報酬とあって、都市計画審議会の報酬とありますけれども、これ年に何回ほど開かれて、都市計画ですから、タイトルどおりなんですけれども、その審議の内容等についてわかることがあればお伺いしたいと思います。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 それでは、都市計画審議会の内容と回数について、予算の中で想定しておりますのは、用途地域の変更に係る審議を2回ほど開催する見込みでございます。それと、今度は地区計画の検討についての審議も2回見込んでおりまして、合わせて4回の審議会の開催を予定しております。

まちづくり審議会につきましては、白井市のまちづくり条例に基づく地区まちづくり計画が出てくる可能性があると思っております。地区まちづくり計画に関する、その提案された計画の諮問と、それから、その後の付議という形で審議会に、2件を予定しておりますので、2件で2回の審議会という形で4回を見込んでいただいております。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 済みません、まちづくりのほうまで、質問上なかったんですけども、お答えいただきありがとうございます。

147ページ、負担金補助及び交付金の中の3番目、危険コンクリートブロック塀等の対策事業補助金として100万円ありますけれども、できれば今年度の実績と、それから、これは1件だけじゃなくて何か所ももちろんあると思うんですけども、その後の、これからの対応についてお伺いいたします。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちら平成30年6月の大阪北部地震でブロックの倒壊等があったことによりまして、危険なコンクリート塀の除却を促進しようということで、本年度から助成事業を開始したものでございまして、上限10万円という補助金で10件分を見込んで事業執行したところですが、本年度分は約3件の申し込みがございまして、いずれも私どもが現地調査に行きまして、補助要綱に合っているかを確認したところ、全て3件とも対象とはしたものの、実際に申請として上がったものは1件、金額にしまして3万6,000円でした。こちら、もともと大阪北部地震のときに緊急的に調査をいたしました、市内の小・中学校14校の半径500メートルの範囲の危険コンクリートブロック塀のうち、1.2メートルを超えるものが約476カ所、その当時ございましたので、そういったものを含めると10件程度ということで見積もったわけですが、なかなか活用されていないという実態がございます。引き続き来年度も同じ金額を見込んだ上で、さまざまな機会を通じて市民の皆さんに危険コンクリートブロック塀の危険性について周知啓発を行いながら、補助金を活用していただくよう促してまいりたいと思っております。

○植村 博委員長 よろしいですか。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 私の意見になっちゃうんですけども、件数からすると申請があまりにも少なく感じるんで、多分啓発、PRが少ないのかなと感じてしまうんで、その辺のところをよろしく願います。

以上です。

○植村 博委員長 ほかには質疑ございますか。

石川委員。

○石川史郎委員 145ページの、7款4項1目、事業番号2の12節の中の都市計画基本図作成業務委託料1,600万円ありますけれども、これ新規だと思うんですけれども、詳しい内容をちょっとお聞きしたいんですが。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 この委託業務は、3年に一度、これは地方税法の規定に基づいて、課税課のほうで固定資産税の評価替えに伴って航空写真を撮影しています。昨年1月1日の航空写真のデータをもとにしまして、都市計画の基本図、最も白井市の地形図の基礎となるものなんですけれども、これはその航空写真のデータをもとに最新の状態に更新するという委託内容になります。

この地図データなんですけれども、市役所の中で、統合型GISという、地理情報システムというシステムが入ってまして、その中の最も基本となる図面がこの都市計画の基本図になります。それを最新の状態に更新して庁内で共有するというようなことのための委託料になります。デジタルデータを作成するものでございます。

以上です。

○石川史郎委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 150ページまで。

○植村 博委員長 150ページの公園の前までですね。

○影山廣輔副委員長 公園の前ですか。150ページの14) 放置自転車対策事業のところ、説明ではシルバー人材センターへの委託を一部見直しということで5万6,000円ほど減ったということですね。ただ、減らしたといいましても、実際ほかのところでは、例えば、ちょっと外れますけれども、すぐ下の公園緑地の中ではシルバー人材の人件費がふえたというふうなところをおっしゃっている部分もありますので、一部見直しというのは一体どのような見直しの仕方をしてこれ人件費を削ったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 この見直しにつきましては、駅前に放置禁止区域がございます。その撤去台数が対策当初に比べまして減少傾向にありまして、各禁止区域での路面標示の徹底を行っております。また、注意行為には撤去を伴わないということで、近年の効果的な部分を考慮いたしまして、指導啓発の一環として実施しております注意書きの張りつけ作業の日程を見直ししまして、この注意作業については、首都圏放置自転車クリーンキャンペーンが10月と11月にあるんですけれども、このと

きに集中してやるということで、作業の業務を削ったというような形で削減をしております。

以上です。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 じゃあ、具体的に作業量は、時間とか、回数とかで直すとどうということになりますでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 注意書きの張りつけ作業を25日間これまで実施しておりまして、その25日間は、平日の週初め9時から10時で2駅ございまして、各駅隔週で2名程度を配置するという形をとっております。

今回は、この注意書きの張りつけ作業を、作業日数を8日間にします。25日から8日という形です。配置の人数については同じでございます。このような形で、恐らく削減しても影響がないだろうというような、放置自転車のマナーが向上してきているということ踏まえて、試験的に行うというようなものでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほか。

石川委員。

○石川史郎委員 148ページの7款4項1目、事業番号8、近居推進事業なんですけれども、少し詳しくお話を聞かせてもらえますでしょうか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちら、市内に居住する親世帯と同居または近居を目的としまして、本市において自己の居住の用に供するための住宅の購入等をして転入してきました子育て世代に対して補助金を交付するものでして、購入であれば上限40万円、リフォームですと10万円といった金額で、お子さんがいますと10万円加算という制度になっております。

実績ですけれども、本年度につきましては、事業予算額1,050万円に対しまして、既に23件の申し込みがございまして、補助金額1,040万円を執行済みでございます。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 若い人にいっぱい来てもらいたいということのようですね、大事な分野だと思うんですけれども、逆にこれがふえないと白井市も人口がふえないということなんで、この近居を伸ばす施策というのは何か具体的にあるんでしょうか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちらは今年度制度利用された方にアンケートしたところ、当補助制度が近居への後押しになったかという質問に対しまして、非常にあるいは少し後押しになった、合わせますと約7割の方が後押しになったというふうに回答されておりまして、移住促進策としては一定の

効果を上げているのかなというふうに判断しております。今後ともこの制度につきましては、周知啓発活動としまして、ホームページへの掲載ですとか、地区回覧等々、あるいは、さまざまな機会を通じて啓発活動をしてまいりたいと考えております。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 逆に30%の方は不満なのかなと思うんですけども、その内容はどんなものだったんでしょうか、もしわかれば。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 このアンケートの回答者の3割の人の回答については、あまり後押しにならなかった、あるいは、近居後にこの制度を知ったというような方が3割でございました。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 そのほかには。

小田川委員。

○小田川敦子委員 まず、今の近況推進事業のところなんですけれども、これ今年度の補正予算の中で、国の補助率が、内示率が100%に行かなかったということで補正が上がっていたと思います。それに対して、上限を1,050万円までは事業実施しますということで、お金を入れて、投入をして、事業の実施を図って、結果、今年度は23件が執行済みということになってはいますが、同じようなことが2年度も考えられると思うんですが、そういったことも踏まえて、この事業の推進というのをどのようにお考えになっていますか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 こちら若い世代移住定住プロジェクトにおける重点戦略事業ということで、将来の市民税の増収への先行投資という観点から、国費の内示が低くても単費を充てるということで、本年度予算額で執行したものでございまして、今年度の執行状況を見ますと、昨年10月にほぼその予算満額に達してございまして、その後も数件お引き合いがあるという中で、事業規模としてはおおむね妥当なところかなというふうに考えてございまして、令和2年度も引き続き同額を予算額として計上しているところでございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ニーズはあるということで、事業規模としては適正じゃないかというふうなお答えなんですけれども、それに関して国からの補助はなくて、やはり市の持ち出しが大きくなっているというのを、今後もこれだけの金額を投入していくのかという部分になってくると思うんです。

1つ気になったのが、近居推進を載せているホームページのところなんです。条件の中に、申請する人か、その配偶者か、申請する世帯になるのかな、5年以内は白井に居住するという、縛りが5年間というのがあって、じゃあ、5年過ぎたら自由なのかというふうに思ったりもした中で、このお金をかけていなくなっちゃったらどうなっちゃうのかななんてふと思ったんですけども、そのあた

り市はどのようにお考えになっていますか。

○植村 博委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 先ほどの御説明の中で、令和2年度の予算額については本年度と同額ということでお話ししたところでございますが、国費の内示に伴った事業予算額等々につきましては、企画とも協議しながら、市長協議を踏まえて決める方向でございますので、本年度と同様な方向ということまでは、現時点では決定しているものではございません。

○植村 博委員長 よろしいですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 149ページ、11) 戦略事業のバス交通推進事業のほうで、まず、一番頭の報酬のところ、地域公共交通活性化協議会委員報酬、こちらの協議会の令和2年度の会議の内容と回数についてお尋ねします。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 地域公共交通活性化協議会の開催回数につきましては、現在3回を見込んで予算を計上しています。内訳といたしましては、循環バスのルート変更について2回、それから、ルートが決まりまして、その変更の実施後に1回という形で、合計3回を予定しています。

以上です。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 ということは、2回会議を行ううちにもうルート変更は終わるということで、では、その変更に当たって、白井市では一応住民参加をうたっていますけれども、例えば、今回の策定の変更に当たって、これまで、つい最近行った住民意見交換会、あるいは、2年ぐらい前にも交通に特化した内容でやはり市民意見交換会を行っていますね。これらについて、これらの中から出てきた意見の中からどういった部分を取り入れていくのかについてお尋ねします。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 ルート変更につきましては、現在協議会の会議の中で検討しておりまして、その会議の進め方に当たりましては、これまで計画の中で決められた方針に基づきルートの案を作成して、それについて御意見をいただいているところでございます。この新しいルートがある程度固まった状況の中で、パブリックコメントというような形を今のところ検討したいというふうに考えております。

以上です。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 お答えの内容がちょっと違っていると思うんですね。これまでに行った住民との意見交換会等の中でどういった意見を取り入れていくのかということをお尋ねしています。これからどうするのかではなくて、これまでの意見を集めた中でどういったところを取り入れていきますかという

ことです。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これまでの意見の取り扱いについては、それを踏まえて計画を策定しているというこれまでの経緯がございますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 その何を取り入れたかという、具体的な話をちょっとお聞きしたかったんですけどもね。

では、前回ルート変更した際に、人数が大幅に減っているという事実が1つございますね。33%ぐらい、6万人近く利用者が減っていると。これに対する反省点といいますか、そういった部分での、その反省を踏まえた変更点というか、内容、そういったことはあるんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これまで、利用者の減ということで、それにつきましては、現在今方針として整理したものを進めていく上で、利用者が減ってしまったということについてはやむを得ないものというふうに受けとめております。一方で、違う視点で、これまでとは違った形、例えば、便数をふやすとか、別の利便性の向上という形で、役割分担、それぞれ、路線バスと、循環バスのあり方、その他の公共交通としての白井市全体の地域公共交通をどのような形で取りまとめていくか、それが最も市民全体の利益につながるものであろうということ、これも協議会の会議の中で現在進めているところでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 実施前に2回、実施後に1回ということで、あと、ついでに下のほうにも停留所作成等も入っていますけれども、じゃあ、一応2年度のいつごろを目途にルート等の変更は行うつもりでしょうか。タイミングを。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 ルートの変更は、現在のところ、今後の協議会の進展にもよると思うんですけども、恐らく年度末近くになると思います。それにつきましては、申請のスケジュール等の期間も考慮しなければなりませんので、なかなかすぐには対応できないというふうに、ただ、令和2年度中に決定していくということを目標として考えております。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいでしょうか。

そのほかには。

小田川委員。

○小田川敦子委員 その上の149ページ、鉄道交通推進事業について伺います。

予算の概要の後ろのほうに重点戦略に関する事業の概要の紹介があって、こちらを読ませていただ

いて参考にしています。2年度の取り組みの中で、北総線沿線地域活性化協議会での取り組みを引き続き実施しますというふうに書いてあるんですけども、これに関する予算計上というのはないんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これにつきましては、特に予算計上はありません。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 予算はないけれども、どういった2年度の活動予定なのか、わかる範囲でお答えいただけますか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これは毎年実施しております沿線地域の自治体が開催するイベント等、今回の新型コロナウイルスの影響などもあるんですけども、イベント等の後援に関する情報を沿線市で共有するような形で、利用者の増加について、沿線市の自治体の職員とか関係機関等の集まりによりまして、鉄道の利用者を増大させていくための取り組み、主に情報交換と情報共有、それから、イベントの後援活動というようなことを中心に現在会議を実施しているところでございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 済みません、最後に確認なんですけれども、会議は年にどれぐらい開催されるんですか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 沿線自治体が全員集まるという会議は、基本的には年1回を、そこでいわゆる前年度の報告と、それから、新年度の計画を調整して、その他につきましては随時必要に応じて会議を開催している状況になります。

○植村 博委員長 よろしいでしょうか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 まだあるんです。続きます。

その上の9)、148ページにあります、道路ネットワークづくり事業について伺います。先ほど平田委員もこの事業についての質問をされていましたが、この前期基本計画の最後の年、2年度に初登場の重点戦略だと思うんですけども、後期の1年度じゃなく、前倒しをした形でここで始まったのには何か理由があるんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これは前市長のときから、昨年市長が変わりましたが、前市長が新市長にこの取り扱いについて預けるというようなコメントがございまして、新市長が誕生いたしましたので、新市長からこの検討を進めることで始まり、予算化したということになります。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、申しわけありません、この事業自体の情報というかが、ちょっと少ないので、この事業の目的等を御説明いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長、済みません、補足すると、この後にも概要が書いてあるんですけども、構想道路の計画化になると、市内には幾つも構想道路があったりするので、その中で。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 それでは、構想道路についてなんですけれども、白井市の都市マスタープラン、これが第5次総合計画と同時に都市マスタープランを策定しました。この中で、土地利用方針図というところ、道路ネットワーク方針図というところで、計画上にあらかじめ位置づけをしております、その計画化への検討ということもこのマスタープランの中でうたっています。それを予算化するという、この予算化につきましては令和2年度初めてここで予算化をしたいということで、議案を提出しているところでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。小田川委員。

○小田川敦子委員 済みません、じゃあ、ちょっと関連して、道路に関する取り組みが、前市長から今の市長に引き継ぎがあり、推進していくという、バトンを渡したというふうな御説明だったんですけども、そのことは今初めて知ったんですけども、これことしの1月の行政経営戦略会議の中に書いてあることとか、そういった方向性を実行に移すということを意味している会議だったのかなと思うんですけども、その辺が、どう道路整備を進めていくのかというのが、イメージがつかないもので、2年、今、前期基本計画の最終年度に手がけることと、後期につなげていくという、その部分がどういうふうにつながっているのかがわからないので、道路課がどう考えているのかが知りたいんです。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 まず、どこから話していいのかよくわからないんですが、この構想道路というのは、この都市マスタープランの中で、白井市で将来にわたって非常に重要な環状道路というような、かなり高規格な位置づけを考えています。これはマスタープランを読んでいただくと御理解をしていただけると思うんですけども、いわゆる国道16号と、それから、その他のあらゆる県道、例えば、西白井停車場線が国道16号を突き抜けて、白井工業団地をかすめて、さらに、白井運動公園の近くを通過して、そして、さらに県道市川印西線を横断して、さらに桜台地区の県道千葉ニュータウン北環状線、南環状線をつなぐという、非常に国県道を除けば、市の中の道路としてはかなり利便性の高い道路ということで、これは理想的な道路というような形で都市マスタープランの中にうたっています。

しかしながら、延長もかなり長いですし、莫大な事業費がかかるということで、その着手時期については着手始まりますと、その終息というか、目標年次というのをにらみながら予算をつぎ込み続けなければなりませんので、まずその事業に取りかかるところの判断というのはこの第5次総合計画の

中でやっていくというような中で、前期のこの終わりのところでその判断がされたというのは、やはりそれだけ白井市にとっては非常に大きな事業ということだろうと考えております。

一方で、この環状道路というのは、公共交通とか、あらゆる面で白井市にとって一番重要な位置づけになると思うんですけども、何分にも費用対効果というところが大きな課題になるというような計画でございます。

その実現性、どうしてもその用地買収が難航するとか、もしくは、実現を図る上での基本的な調査をまずやっていこうということで予算を組んでいます。そういうことでよろしいでしょうか。

○植村 博委員長 済みません、なかなかお一人だけでは終わりそうにもないので、ここで休憩をとりたいと思います。再開は13時30分。この款の引き続きでまた始めます。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 1時30分

○植村 博委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

今、144ページから150ページの上段、1目について、質疑を受けております。

先ほど、終了時期時、平田委員の手が挙がりましたので、平田委員からお願いします。

○平田新子委員 148ページ最下段、構想道路について調査ということで伺います。道路はそんなに簡単に、後期計画の5年以内で造るなんていっても実行できるものでないし、圏央道なんかは50年かかって造っていますから、これはそういうことの実現性を確認する調査ということで、実現性というところをはっきり確認しておきたいんですけど、例えば用地買収とか、ここよりこのほうが買収しやすいとか、そういった基礎調査で、調査した結果、「実現性はありません」ということにはならないということで、よろしいでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 それも含めて調査をしてみないとわからない状況です。まだ具体的に、土地所有者の意向というのでも聞いたことがありませんので、希望する方もいらっしゃるでしょうし、絶対嫌だという方もいらっしゃると思いますので、その中で、また実現に向けた方向性も探っていく。まず、最初の一步という形で考えていますので、その他、どういったルートというところも含めて、広く浅く、まずは調べていきたいと考えています。

○植村 博委員長 よろしいですか。ほかには質疑ございませんか。

小田川委員。

○平田新子委員 145ページにあります、都市計画総務事務に要する経費についてです。

増額理由が、3年に1回の固定資産の評価替えがあるからというお話がありましたけど、評価替えに関する新規で盛り込んだ経費はどれになるのか、お示してください。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 評価替えに伴うというのは、都市計画基本図の作成というのが、基本図は現在もあるんですけども、これを最新の状態に更新をします。それをデジタルデータとして、庁内のシステムに取り込んでいくという作業になるんですけど、これが根本となるのは昨年1月1日に課税課で作成した航空写真、これは地方税法の規定に基づいて3年に1度撮影をして、課税資料として本来は撮影しているんですけども、これをもとに最も基本的な地図として、これを航空写真から、いわゆる変化があった場所の修正をかけていくという業務になります。

よろしいですか。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。

そうすると、委託料の中に、都市計画基本図云々の委託料の、その下の2つも新規で盛り込んで入っているんですけど、これはどういった委託の内容になるのでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 先ほどの都市計画基本図作成委託の下にある官民境界確定データにつきましては、これは過去に富士地区で行いました地籍調査のデータ、これはいわゆる境界を確認したデータをスタンドアロンと申しまして、1つのパソコンの中に入れるというような作業になります。

それから、土地利用方針図等検討業務委託というのがあるんですけども、こちらにつきましては、総合計画の見直しに伴いまして、都市マスタープランの土地利用方針図という、土地都市マスタープランを総合計画の見直しに伴いまして、一部修正を加えていくということを検討しています。そのための都市マスタープランの中の一部の図書等に修正を加えていくための委託になります。

○植村 博委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 従前から話題になっています、148ページの最後の道路ネットワークづくり事業のところ、そもそも論として、都市マスでは、例えば、16号を挟んで向こう側はどちらかというところを開発を抑制する部分になりますよね、桜台を除きまして。そういった、これから何か開発するかどうかよくわからないという部分、それと、あともう一つ、一部工業団地にかすめるという話もありますけども、今現在、工業団地アクセス道路の建設を進められているし、また、工業団地へのアクセスを考えるんだったら、富塚交差点のところの右折レーンをふやしたほうが早いんじゃないかとか、そういう選択肢もありますよね。

そういった都市マスとの整合性やほかの道路との、道路計画や道路整備との比較等については、一体どのように考えられたのでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 構想道路と、それからあとは工業団地のアクセス道路の関係等につきまし

てですけども、構想道路というのは、いわゆる開発云々ではなくて、市の市域の図面を見ていただくと、先ほども御説明したんですけども、環状機能として非常にポテンシャルが高い道路という位置づけをしております。

一方で、昨年、北千葉道路の計画変更がかなり急速に具体化しています。ところが、北千葉道路の整備というのは、将来的に開通するまでにかかなりの時間を要するだろうということが予測されます。北千葉道路の開通時期を見ながら、構想道路を整備していくというのが必要ではないかという形で都市マスタープランに位置づけをしています。

当面の工業団地の産業活性化等につきましては、現在、進めているアクセス道路が有効なことになるかと思えます。そういった意味で、構想道路につきましては、着手の時点、時期についても選ぶということになると思えますので、社会情勢の変化を見ながら、これは引き続き検討していくものになるという位置づけで考えております。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。そのほかにはございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 では、次に進みたいと思えます。

150ページの公園緑地費、この部分について、質疑を受けたいと思えます。

石川委員。

○石川史郎委員 152ページの7款4項2目、事業番号4の12節、公園施設長寿命化計画なんですけども、昨年と比べまして600万以上、700万近く上がっているんですけども、少し詳しくお話を聞かせください。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 公園施設等長寿命化計画の策定委託料ということで、金額的には増額ということになっておりますが、実際、今年度は施設の詳細な現地調査ですとか健全度調査という内容のものを行っております。今年度は調査業務を委託しておりますして、令和2年度につきましては、調査内容に基づいた公園施設の長寿命化計画そのものを策定するという内容になりますので、委託の業務内容が変わってくるため、予算の内容も金額も変わってくるようになります。

以上です。よろしいでしょうか。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 平成30年4月に都市公園法が改正されまして、翌年に市のほうでも実態調査みたいなのを点検していると思うんですけども、その内容というのはどんなものなんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 平成30年度の都市公園法の改正の関係ですが、改正内容といたしましては、まずは遊具の点検を年に1回、実施するというのを基本として位置づけられました。

私どもは遊具の点検に関しましては、毎年、実施をしております。ところが、内容的には、私どもが毎年これまでやってきたのは劣化点検ということで、いわゆる老朽化の程度を調べる点検を行っております。

それ以外に、基準点検という項目がありまして、これについては、これまで実施してないので、平成30年度に基準点検を行っております。今年度の点検では、まず、今までやってきた劣化点検で、いわゆるD判定、緊急対応が必要ですよというものが3施設ありまして、それから、あとはC判定という、これは修繕等が必要だという内容のものが108施設ありまして、その中で、遊具については43施設です。

劣化点検と基準点検の関係から分析しますと、先ほどC判定の遊具が43施設あるんですけども、さらに、基準点検で、これはハザードレベルという区分で示されているんですけども、いずれにしても、両方が危ない、危険を示しているものが実は20施設ほどありまして、これらについては対策が必要だということが言えると認識しております。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 その20施設、今まで子どもの事故はないと思うんですけども、ふぐあいのあった20カ所については、今後、どのような対応をしていくのか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 改修、厳密にいうと、この内容が1つの項目というよりは、複雑に幾つかの項目があったりします。

そのようなことから、先ほどの20施設については更新、いわゆる撤去設置みたいな形になる可能性が高いと思われます。そうしますと、予算的な問題、一時的にかなりの支出を伴いますので、もしくは撤去だけで更新はしないとか、いろいろな選択肢も考えられるところで、それらの検討を含めて、令和2年度の長寿命化計画の中で、検討を加えていきたいと考えております。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 まずは、そういう面でC判定、D判定があると思うんですけども、これについては、市民というんですか、どういうふうに周知をしているのかなど。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 市民への周知方法ということで、これまでずっと行っている劣化点検の場合は、D判定という危険ですという判定が出た場合には、昨年も実施したんですけど、まず周知については、現地の遊具に黄色のテープを巻きつけまして危険ですよと、もう視覚的に、この遊具は危険だということで使用禁止を、まず現地で明確にして周知をします。その後に修繕、もしくは撤去等の措置をするという対応しております。

そのほかのところについては、基準点検の関係につきましては、今、そういったことも含めて検討しております。さらに、長寿命化のほうで対応を検討していきたいと思っております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 今のところの2つ下、6節、都市公園等整備事業のところでは1件だけ確認させていただきます。

16番の公有財産購入費として2億7,600万余り上がっていますが、この予算については、富士公園の整備のことだと思うんですけども、ここのところに防災設備等の検討というか、そういうことをされているかどうかの確認だけ、お願いします。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これは、富士公園の用地を買いとる、買収する予算なんですけれども、この公園整備につきましては、平成27年に基本設計をするための地域住民の代表者の方による検討委員会を行っておりまして、その中で、先ほど議員がおっしゃられた防災機能を取り入れた公園整備というのが地域の方から御提案をいただいて、まずは、災害発生時の一時避難場所としての位置づけですとか、それから、または災害復旧をする場合の拠点としての位置づけということで、基本的にはオープンスペース、広い平らな空間を確保するというコンセプトとあわせて、緊急車両とか避難者の導入の動線というんですか、どういうルートで入ってくるかという事柄に配慮した基本設計をしております。

御質問いただきました防災施設としては、現在、総合公園のほうで採用しましたマンホールトイレとか、それからかまどベンチ、防災倉庫、それと新たに防災パーゴラという、これは簡単に大人が入れるテントができるものなんですけど、そういったものを一応メニューとして加えてございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○秋谷公臣委員 いいです。

○植村 博委員長 ほかにございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 152ページの公園施設環境整備事業のところなんですけど、今年度、策定を委託して進めていくということなんですけど、これは策定会議自体に市民が参加をするとか、そういったことの御予定はあるんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これは、いわゆる長寿命化の目的が、基本的には公園施設の延命を図る、もしくは、更新をする。ただ、更新をするというところの中で、例えば今現在ある遊具を撤去して新しいものにするといったときには、何らかの形で意見を伺う機会を設ける可能性がありますけれども、基本的には、計画自体はタイムスケジュールといいますか、更新のサイクルを策定するものと考えておりますので、具体的に中身と詳細なところまでは検討に入れておりません。

それは、その都度、例えば予算をつけて、それを執行する段階で地域の皆さんの既存の施設、これを例えばなくして、その後どうするかということについては、その都度、対応していくことになると思います。計画の中では全体のタイムサイクルと、例えば、財政計画とかそういったところを検討していくようになると思います。

○植村 博委員長 よろしいですか。小田川委員。

○小田川敦子委員 確認なんですけど、長寿命化というのは、あくまでも今既に建っている既存の公園の遊具であるとか、施設に対してのみの長寿命化ということで、公園施設を充実していくというのは、また別だということによろしいのでしょうか。公園施設じゃなくて公園を充実。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 長寿命化の、まず、計画を策定する目的の中には1つ大きな要素として、本来、施設の維持とか修繕には補助金がかからないんですけど、この計画を策定すると補助が活用できるということもありまして、そういった形で有効な手段として計画を策定するという目的がございます。

それから、一時的に大きな費用が、例えば、私どもの場合は千葉ニュータウンの入居前に公園が整備されていたりすることもあるので、老朽化が一時的に集中するようなこともありますので、そういったところで、現状のまず既存の状態を調査して、計画的な改修の計画を立てていくということになります。

基本的にはグレードアップを図る、充実をさせていくというものではなくて、現状をいかに効率的に維持し続けるか、いわゆる持続可能性を前提に考えていく計画になります。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 同じ152ページの、予算額はそれほど多くないんですけども、5) (仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業ところで、こちらは事業費が地元との意見交換ということでした。

この事業名、(仮称)がまだとれてはいない状態ですけども、整備事業に当たって、これはまだ地元と詰めていかなきゃいけない課題というものは、何か具体的なところはあるのでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 この事業については、御指摘のとおり、いわゆる茶菓代として、地元の対象者の方と意見を交換したり、情報を共有するような場所の会議のときに使用するものという形で予算を計上しております。

それで、今年度、どういうことをしてきたかといいますと、まず、地元の代表者の意見を聞いたりとか、私どものほうの状況の報告という形の会議を開催しました。それとあわせて、実は都市計画課の職員と、それから環境課の職員で現地の調査をしております。その結果としましては、非常に

自然環境が豊かでございますが、予算項目としては、整備事業という位置づけになっているんですけれども、なかなか整備に当たっては、逆に整備によって、建設機械等が進入することによって、自然環境が損なわれるような、そういうデリケートな場所であるという認識を強く抱いております。

したがって、生物多様性保全という観点で申し上げますと、整備をするにしても非常に慎重な対応をする必要があるという認識がございますが、ここの部分につきましては、地元の土地所有者等の方々もいろいろな意見をお持ちになっていきますので、保全を積極的に進めることが難しいというよりは、整備をしていいのかどうか、逆に整備によって貴重な自然環境が傷つけられるとかというデリケートな問題を抱えているという認識に立って、慎重に対応していくということで、とりあえずは、地区の代表者との意見交換等を令和2年度も継続していく必要があると捉えております。

○植村 博委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 整備というより保全、自然環境もありますし、あそこも一部、野馬除土手とか歴史的な資料も中に入ったりするんです。そういった部分で、保全を重視という方向性で市としては考えていって、地元の方々というのは、大筋の方法では大体御理解いただいているのかどうか、その辺の感触は、言える範囲で結構です。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 これはいろいろな意見がありまして、例えば、道路整備とかという要望もありますし、一方で、市のほうに買い取ってほしいという要望がありますし、それは土地所有者によっていろいろな、多様な意見がある状況で、なかなか集約が難しい。

一方では、一部、市のほうで所有している土地もありますので、いろいろなことをこれから検討していく必要があると考えております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○影山廣輔副委員長 ありがとうございます。

○植村 博委員長 そのほかにはございますか。小田川委員。

○小田川敦子委員 150ページにあります、特別保全緑地推進に要する経費についてです。

前年度よりも約100万円増額になっている理由が、委託の単価でしたか、上限を見直ししてNPO法人に委託をし、今後、契約をするというお話でした。一律の12万単価を3倍に、広さによって引き上げた妥当性というのは、担当課はどのようにお考えなのでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 単価の見直しにつきましては、今年度、特別保全緑地を2カ所、新たに指定しました。

特別保全緑地の第9号というのが1万2,600平方メートルぐらいあります。それから、もう一つは、第10号というのが3,700平方メートルぐらいあるんですが、これをこれまでの委託料で委託しますと、例えば、1万2,000平方メートルを超える山林の管理の委託費用と、要綱で設定している5,000平方メ

ートルの委託料が同じであるというのは、これはもう管理ができないということでNPO法人にお願いをしているんですけど、正直申し上げると断られてしまいまして、これまでの委託料では、保全緑地の面積もかなり大きくなりまして、手に負えないというお話をいただいて、苦肉の策と申しますか、面積5,000平方メートルと、一番大きいところで1万7,000平方メートルありますので、それが同じ委託料というのは確かにつじつまが合わないので、当初は、そこまで広い面積というものの管理は想定しておりませんでしたので、これを面積に応じた比例配分で、委託費の項目を継ぎ足すような形で単価の改正をしております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○影山廣輔副委員長 はい。

○植村 博委員長 そのほかにはございませんか。小田川委員。

○小田川敦子委員 今度は151ページの都市公園等維持管理に要する経費のところなんですけど、需要費の中には修繕料が200万、そして、工事請負費では公園の改修工事に500万とありますけど、これはそれぞれ、どこを予定されているんでしょうか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 それでは、まず、10節の需要費に計上してあります修繕料につきましては、電気施設の修繕、水道施設の修繕、それ以外の修繕、いわゆる軽微な修繕を予定している金額でございます。

一方で、14節、公園施設等改修工事のほうにつきましては、施設そのものや遊具とか、それからほかにもベンチとかいろいろな施設があるんですけども、こういったところの修繕工事ということで、やや規模の大きい、例えば、全面的に取りかえるとか交換するといった工事費用として、先ほど石川議員のほうからお話のありました、例えば、安全点検でD判定、緊急修繕が必要だというものについては、工事費のほうで対応する形をとっております。それ以外の日常の維持管理等で、例えば電気のみぐあいといった軽微なものは、随時、需要費のほうの修繕費で対応しております。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 そのほかにはございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、ここの部分は終わりました、199ページをあけてください。

199ページの一番下のところに、土木災害復旧費、次のページの上段までですが、ここだけの質疑となります。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、歳出のほうの質疑は終わりにしたいと思います。

次に、歳入、まず、20ページが一番下段、交通安全対策特別交付金、ここについての質疑を受け付けたいと思います。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、次に21ページにつきまして、分担金及び負担金、土木費負担金、ここについての質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

では、次のページに行きまして、上段にあります、2目の土木費負担金。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、そのページが一番下に行きまして、5目の土木使用料、よろしいですか。

平田委員。

○平田新子委員 公園使用料ということで、今まで総合公園を利用するときに料金設定がしていなかったのですが、去年から料金改定ができたりという感じがしております。総合公園だけじゃなくて公園使用料の対象となる施設というのがどういう施設になるのか、もう一回確認したいと思いますので、お願いします。

○植村 博委員長 対象になる施設ですか。例えば、電信柱とか何とかそういう感じですか。

○平田新子委員 それは占用料だと思います。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 都市公園使用料につきましては、使用料条例に基づきまして、いろいろ区分がございます。

いわゆる行商とか募金といったものにつきましても使用料はかかりますし、よくあるのは商業の撮影とか業として写真を撮る場合とか、それから、あとは映画を撮影するとかということもあるんですけど、あとは興業、それから競技会、展示会、自動販売機を設置する場合は占用料になりますけれども、公園施設、パークPFIとか実例はないんですけど、そういった公園施設を使用するケースというのが、白井市の場合はまだないんですけど、例えば日比谷公園のレストランといった場合も出てくるのかなど。いろいろな使用について、あくまでも使用料条例に基づく料金の徴収を行うというための枠になっています。

よろしいですか。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 具体的に言って、ライオンズでやっているたこあげまつり、おととしまで全然、施設使用料は取られなかったのに、ことしから取られるということで、多分、使用料の基準を整備をさ

れたんだらうと思いますので、整備の対象内容をもう少し詳しく説明いただければと思います。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 そちらは、逆に減免の規定のほうの基準が改められまして、例えば、市が後援をするといった状況の中で、減免をされるものとされないものの区分がこれまでより少し変わったということで、それも使用料条例の関連で、区分変更によって、料金が今までかからなかった方が使用料の対象となるケースが発生しています。

○植村 博委員長 よろしいですか。

よろしいですか。東山課長。

○東山 智都市計画課長 今の補足で、使用料の減免基準というのがありまして、例えば、団体によって50%減額というような規定が新たに設けられておりますので、その中に、対象の団体が入っていないと、料金の減免がきかなくなるということが改定されています。

以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 確認ですけど、普通の施設でも減免があったり、そのまま100%受益者負担でいたり、市の全体の施設使用料に、これも合わせたということでよろしいんですか。

○植村 博委員長 東山都市計画課長。

○東山 智都市計画課長 そのような形になります。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 それでは、23ページの一番下段、土木手数料、次のページの上段までありますので、ここの質疑を受けたいと思います。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、25ページの下段、4目、土木費、国庫補助金、ここについての質疑を受けたいと思います。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、今度は28ページにいきまして、下段、4目、土木費、県補助金、ここはいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、次のページ、29ページの一番下段、利子及び配当金のところの千葉ニュータウン事業に係る白井市道等整備基金利子ということで、ここの部分はいかがでしょう。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、次のページ、30ページに行きまして、上段、17款の財産収入、こここのところの千葉ニュータウン駅前センタービルの配当金についてはいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 では、その次、17款の2項、こここのところの土地売却代金、売却収入、この部分はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 では、そのページの下段のほうに行きまして、3目、千葉ニュータウン事業に係る白石市道整備等整備基金繰入金、この部分はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 金額の比較ができないので単刀直入にお聞きしますが、該当としている清戸地先の道路整備に関しては、もう全て基金でまかなうということになるんですか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、基金で賄えるところとして、URからいただいている中で、その基金で賄えるところ。それから、もう一つは、基金の対象外となっているところもございます。そういったところは、市の一般財源を活用して整備するということになってまいります。

以上です。

○植村 博委員長 どうでしょうか。よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 ついでにもう一つ、この場所を確認させていただいたら、船カンの前の通りということでしたけれども、この間の台風で2カ所、道路が通行どめになるような冠水もありましたので、そういった冠水の工事もこの中で見立てるのか、それとも、県と共同してやっていくのか、県だけでやるのか、そういった冠水に対する道路整備はどういうふうに取りかかるのか、御予定があったら教えてください。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、県道、千葉ニュータウンの北環状線の冠水箇所、これについては県でございまして、県のほうが行うということになります。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、基金で対象となる工事というのは、どんな工事になるんですか。

○植村 博委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 県道、北環状線と並行して、大きな目標物としては船橋カントリー側にある市道の整備になります。これの整備に当たっては、排水施設としてはU字溝の敷設、それから、道路整備として……、その前に用地の買収、そして拡幅、道路整備ではU字溝の敷設、そして道路整備ということになってまいります。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

それでは、最後、32ページの雑入のところですが、ここではコピー代、光熱水費、バス車庫用地代、自動販売機の設置納付金、放置自転車等売払収入、ここら辺がありますが、どうでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。

これで、歳入のほうの質疑を終わらせていただきたいと思います。

これで、質疑はないものと認めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 これで質疑を終わります。

討論採決に入るわけですが、その前に席がえをしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時16分

○植村 博委員長 よろしいでしょうか。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 反対の討論をさせていただきます。

反対の理由は、個々の事業内容の是非、あるいは、費用対効果を論ずる以前に、白井の問題課題について正確に捉えているか否か、そこに幾つかの疑問を抱かざるを得ないという内容であります。

一例を挙げますと、合併処理浄化槽等設置推進事業のところ、対象者の数を正確に把握し切れていない。これでは計画を立てるにしろ、見直しにしろ、その実効性を論ずるための目安が立たないというものがああります。

しかし、それよりもっと悪いのが、ある程度、問題点や課題についてわかっている、判明しているにもかかわらず、それについて、ことさら無視し、行政執行部の考えを一方的に押しつける格好で進められる事業施策であり、今回、提案の令和2年度一般会計当初予算の中にも、そういったものが幾つか散見されているところが気になります。

都市経済常任委員会所掌の中で言えば、バス交通推進事業がその部類に入ります。この事業は、住民意識調査を行うたび、住民意見交換会を開くたび、毎回のようには北総線の高運賃と並んで上がるバス利便性の問題に直結する事業であります。新鎌ヶ谷など主要駅に出る足がなくて不便だ、日曜祭日にお出かけする際の足がない、便数が少なくて使えない等々の住民からの声はいつも上がり、若者を中心に白井から市外へ転出する人々は、その理由の筆頭に交通不便を上げるなど何が問題かは、ある意味ははっきりしています。にもかかわらず、こうした声については、ことさら無視ないし軽視をし、前回の循環バス、ナッシー号の運行改悪で大幅に利用者を減らし、それに対する真摯な反省もないまま、さらなる改悪を重ねる、さらなるバスの利用者減、空気を運ぶバスの増大があっても構わないという方向性は住民、バス利用者、そして、納税者に対し、不誠実ではないでしょうか。

白井市はこれまで住民参加をうたっております。しかし、こうした住民無視のまま、強行される施策の存在は住民参加のことわりをも破壊します。さきの交通活性化協議会の中で、座長の席にある者が、私はこれでいきたいと言い放った、あれなどは住民参加の破壊の象徴ともいえるでしょう。そして、その誤った交通施策により放置され続ける交通不便は、白井市を人から選ばれないまちにして、将来の活力とポテンシャルを奪うこととなります。

住民の暮らしを守るため、住民参加を守るため、白井の将来を守るため、本提案には反対をしたいと思います。

以上です。

○植村 博委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立多数。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は14時30分。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○植村 博委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(2) 議案第18号 令和2年度白井市水道事業会計予算について

○植村 博委員長 日程第2、議案第18号 令和2年度白井市水道事業会計予算についてを議題といたします。

議案の内容については、本会議で説明を受けております。直ちに質疑に入ります。

これから質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。質疑については、収益的収入及び支出、次に、資本的収入及び支出の順に、支出から一問一答形式でお願いいたします。

最初に、収益的収入及び支出のうち、352ページの支出から質疑をお願いいたします。352ページ、支出、次のページへいきまして、353ページ、それから4ページにかけて収益的収入及び支出の部分の支出になります。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

それでは、351ページの収入についてに移りたいと思います。351ページ、収入の部分、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田新子委員 令和2年度、4月1日から市の水道料金が実質値上げになるということで、水道料金改定による増額というのは、単に市が入れていた補助金が少なくなるということだけなのか、ほかの効果も見込んでいるのか、その辺はいかがでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、3条、収入の部分の水道料金のところを見ていただきたいんですけど、平成31年度に比べて、令和2年度につきましては、5,460万4,000円増額になっております。こちらの金額については、今議員の御指摘のとおり、主なものとしては、料金収入の値上げというところが主なものになってございます。

料金収入がふえたということで、一般会計からの繰入金というのは、現状としては減る傾向になってございます。あと、一部消費税も、この10月から改定させていただいておりますので、その部分もこの中には含まれておりますが、先ほどの御指摘のように、どういう影響があるかというお話でいきますと一般会計が減る、一般会計が減ることによって県の補助金の関係が変わってくるとか、そういう影響はあろうと思っております。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、ないものと認めます。

次に、収益的収入及び支出のうち、352ページの支出から質疑をお願いしたいと思います。

ごめんなさい。間違えました。資本的収入及び支出のほうです。資本的収入及び支出のほうが356ページになっています。済みません。失礼しました。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 356ページ、この1ページからになります。

配水場が完成して、建設工事は減っていると思うんですけども、本年度予定している工事はどのような工事で、どのような成果を期待しているのか、そこを伺います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今年度予定している工事の内容について、御説明させていただきます。

配水管布設工事を4件ほどと舗装本復旧工事を予定してございます。昨年度に比べまして、配水管布設延長の減少と、舗装本復旧の面積の減少に伴いまして、工事請負費のほうが増減してございます。

期待される効果につきましては、安定した水の供給を行うことができるということになってございます。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 もう一件確認、工事の予定箇所ですけども、富士地区のほうに、多分これは長い距離の工事を予定されていると思いますけども、富士地区には水道管がもちろん入っていると思うんですけども、この工事をする効果というか、その辺のところをお聞きします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 議員のおっしゃるとおりに、富士地区にかなり水道の工事を入れさせてございます。

富士地区につきましては供用開始をしておりますので、既設の水道管は入ってございます。なぜ今回、また富士地区をやるかといいますと、配水場が完成しまして、法定内の水圧というのは現状あるんですけど、皆様が非常に使われる朝夕の一番水道を使用する時間帯に水圧が低いと感じる使用者の方たちがいらっしやいまして、それを新たに解消するために配水管を布設して、管網を強化して、水需要が多いときでも安定して水の供給ができるようにということで、工事予定させていただいてございます。

以上です。

○植村 博委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 確認だけ。予定されているということは、今年度中にそれが完成するという確認でよろしいんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 令和2年度の工事だけで解消できるとは考えておりません。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○秋谷公臣委員 いいです。

○植村 博委員長 そのほかには支出の面ではありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 今のところなんですけど、地図で見ると、資料の40ページの中の番号で16番が1カ所だけ、ちょこんと布設配管工事をしているようなんですが、この目的は何でしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 この16番は、皆様がお持ちの常任委員会資料で言いますと、カラー刷りですと19ページ、各委員にお配りしている資料ですと40ページに地図が載っているんですけど、まず、16番は、常任委員会用に配らせていただいている21ページをごらんいただきたいんですけど、こちらのカラー刷りのこちらのほう。図面については19ページ、工事概要については21ページ。委員長はよろしいですか。

こちらのナンバー16、第140期配水管布設工事ということで、ちょうど字界が分かれる白井と根地先になりますので、工事個所としては白井、根地先とさせていただきます。口径が75ミリの90メートルということで、工事のほうを予定させていただきます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 これだけ国庫補助事業の対象じゃなく独自にやっているようだったので、どういった緊急性があるのか、事情があるのか、そのあたりがお聞きしたかったところです。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 私は今、15というふうに言い間違えている。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 済みません。先ほどの富士地区については、秋谷議員から御指摘のように、もう供用開始をしていって増圧をするために整備をすることです。

今回、小田川議員の話の16番については、まだ未整備の接続していない使用者の方から整備要望が出ておりますので、その部分について整備させていただく、そういうふうに分けていただければと思います。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 大丈夫です。

○植村 博委員長 どうでしょうか。支出の面で、ないようでしたらよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 では、次に355ページのほうの収入に移りたいと思います。
資本的収入、このページだけになっております。355ページです。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

355ですね、収入なので。もう一度見ていただいて結構です。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、ほかに全体を通して、何か質疑ございますか。

石川委員。

○石川史郎委員 343ページ、貸借対照表なんですけども、1、固定資産の中の減価償却費がありますけども、減価償却費の考え方を教えてください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 では、減価償却費についてということで、お答えさせていただきます。

減価償却費につきましては、固定資産の経済対価の減少分を事業年度の費用として算出するものになってございます。算定の考え方は、固定資産の取得価格を法定耐用年数で割ったものになってございます。

今、御指摘の部分の構築物に限っていいますと、主に水道管になります。水道管の耐用年数は38年になってございますので、水道管の工事費に事務費を加えたものが取得価格となりまして、これを水道管であれば、法定耐用年数の38年で割っております。ちなみに、機械及び装置になりますと、量水器となりまして、4年という形ということになってございます。

令和2年度の予算額なんですけれど、これまでに毎年度ごと計上してきた減価償却費を加えたものが、減価償却累計という形で約18億円という表示になってございます。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 今ある減価償却費がだんだん減っていくと思うんですけども、それにまた新たな減価償却費が加わるということもあるんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、水道管に限って言えば、昭和59年から白井市の場合は布設を始めてございます。当然59年から布設しておりますので、更新計画に限って言えば、ちょうど38年が経過する令和4年度で、更新事業については令和5年度からということで、2023年からということになってございます。

減価償却費ですので、当然古いものは38年経つ、その次の年はまた38年経つという形になりますので、その時々工事によって、工事費、維持費が変わってございますので、今後ふえていくこともあ

りますし、もし大きく工事をやっている年度があれば減ることもあると認識しております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 その下の、流動資産の未収金が約6,300万ぐらいあるんですけども、この内容について教えてください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 未収金についてお答えさせていただきます。

未収金とは、会計年度末までに収納とならない見込みのものを未収金とさせていただいてございます。

内容については、主に3月に検針した水道料金となります。水道料金につきましては、奇数月に検針をして、偶数月に請求を行っております。3月に検針した水道料金は、4月に利用者の皆さんに請求させていただいておりますので、会計年度である3月末までに収入とならない見込みであるために、未収金という扱いにさせていただいております。

なお、未収金というと何か取りっぱぐれてしまう金額のように思われると思うんですけど、水道料金の場合、徴収率は99%以上になっておりますので、このまま未収金として残るものではなくて、4月以降に入金されてくるものでございます。

以上です。

○石川史郎委員 わかりました。

○植村 博委員長 そのほかに全体をとおしてございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 これは、どここのページという指定はできかねる内容ではあるんですけど、そもそも論として、市の水道は単独でやっていくのは厳しいというのは確かにわかります。

そこで、従前から言われ続けている、例えば、県水との一本化とかスケールメリットを目指した協議といったものについて、令和2年度には、何か動きというか、目途というものはございますでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 水道の広域化ということでお話をさせていただきます。

今、委員の御指摘のように、県水との一本化については、今のところ動きがない状況です。

ただし、印旛郡市内の末端給水事業者の中で、統合に向けた研究会のほうは、今、研究会というレベルですけど、統合に向けた形で動いてございます。

それから一方、県水エリアの京葉地区についても、まず、担当者レベルでの広域化については、1月に会議を行ったところで、本来であれば、3月27日の日に担当課長会議のほうを予定しているという形になってございますが、コロナの関係がございまして、会議が開かれるかどうかというのは流

動的な状況になってございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 325ページの表紙というか、会計の資料の1ページ目になりますけども、確認でお伺いします。

第2条の業務の予定量というところに給水戸数、それから年間総給水量、平均的給水量云々、数字がありますが、前年度と比較をしたいので、前年度、幾つだったか、例えば、送水戸数であれば、前年度から増減が幾らあったのかといった部分を御説明いただけますでしょうか。

これ、聞きましたか。

○植村 博委員長 メモしてあるので、どなたかおっしゃったのを書いたような気がします。

○小田川敦子委員 これは研修のときに聞いたと思います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 給水戸数につきましては、今年度が、こちらに表示のように8,003戸です。令和2年度の予算書で言えば、8,003戸になります。31年度当初予算のときには7,850戸、153件の増となつてございます。

それから年間給水量については、令和2年度については、こちらに記載のとおり、1,806,750。こちらについて、31年度当初については1,735,938になります。増減が70,812となります。

それから、1日平均給水量につきましては、令和2年度が4,950、31年度については4,743で、207の増となつてございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 次、348ページになります。

注記ということで、重要な会計方針に係る事項に関する注記と4項目にわたって書いてあるんですけど、この中の3番目、引当金の計上方法の(3)のところになります。貸倒実績率という文字がありますが、これは滞納の率になってくると思うんですけど、白井の場合、貸倒実績率はこういった数字なんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 貸倒実績率につきましては、平成30年度決算でいきますと、0.044%になります。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 率にしたら0.004%ということですが、金額にすると、ちなみに、お幾らぐらいだったんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 額につきましては、おおむね16万6,000円程度になってございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。そうすると今度、令和2年度の予算においては、集金できない、この金額の計上というのはされているんですか。今回の予算の中で込みなんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 予算書の353ページ、節の区分で言いますと21節、ここの金額の16万7,000円、こちらが予算上の措置になってございます。

先ほど私が言わせていただいたのは切り捨てて言わせていただいたんですけど、予算上の金額で言えば、16万7,000円ということになります。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。

最後に1つ確認なんですけど、水道料金を値上げするということで対象になる方、利用者に周知広報を徹底してやってほしいということを委員会でも申し上げたんですけど、その後、経過の中で、それはどういうふうに対応されているのか、特に、2年度に入ってどんどん日も近くなっていきますので、より周知が漏れなくされる取り組みというのを、どのように考えているのかを伺います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、広報としまして、2月15日号のほうの広報紙には掲載をさせていただきました。現在、広報紙につきましては各戸配布になってございますので、市営水道の利用者でない方にも広報は行っている形になってしまいますが、全世帯のほうに配布済みとなってございます。

それから、利用者側の方につきましては、各戸配布ということで、青いチラシが目立つようなチラシをつくりまして、配布のほうを今現在、行っている最中でございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 わかりました。

検針のときにポスティングをすとおっしゃっていたので、そのことかと思うんですけど、もう一つ気になるのが、水道料金を値上げはするけれども、消費税分が免除になる対象の方に周知がいくのかという点なんです。消費税分が戻ってくる分は申請主義になっているので、本人が動かなかった

ら、減免を受けられないという制度になっていますから、その辺の対象者への周知というのはどのように気を配っているのか、お聞きします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今回の御指摘の方たちにつきましては、ひとり親世帯の方が主な部分になってこようかと思いますが、当然、担当課のほうでは、ひとり親世帯の方に、こちらのような青い、どいうひとり親であれば優遇措置があるかというのを御説明していただいている部分がございます、当然、水道料金の減免というところで、市営水道区域については上下水道課、県営水道も同じように消費税分の減免等、私どもも県水をならってやらせていただいている部分もございますので、こういう形で周知していただいておりますので、今回、周知漏れはないように考えてございます。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 確認ですけれど、子育て支援課の窓口であったり、福祉のほうの窓口であったり、そちらと連携をとって周知を漏れなく伝わるように図っているということによろしいですね。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 議員の御指摘のとおりです。

○植村 博委員長 ほかに全体をとおしての質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 先ほどの一般会計よりも、いささか心苦しい気持ちで反対討論をさせていただきます。

昨年、私は水道料金の値上げに関して反対討論を行いました。反対しました。

その理由は、そのときの本会議場での討論で、るる述べたところでありますけれども、今回の予算書に関しても、予算書自体は大変丁寧で真面目なつくりをしてはいるんですが、最終的な結論がどうしても、値上げをやりますというところにいった。これは、予算書の内容というよりかは全体的な優先順位とか選択の問題のほうに含まれるかもしれませんが、そういう結論に至ったことに対して、同意することはできかねますということで、反対したいと思います。

○植村 博委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○植村 博委員長 起立多数。したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第19号 令和2年度白井市下水道事業会計予算について

○植村 博委員長 日程第3、議案第19号 令和2年度白井市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

議案の内容については、本会議で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。よろしいでしょうか。

これから質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。質疑については、収益的収入及び支出、次に、資本的収入及び支出の順に支出から一問一答形式でお願いをいたします。

最初に、収益的収入及び支出のうち、383ページの支出、ここから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 そうすると384ページもいいんですか。

○植村 博委員長 そうなります。

○秋谷公臣委員 384ページの下水道事業費用の33節、備考欄に公共下水道水中ポンプ修繕工事とありますけども、水中ポンプとなると、毎年これは修繕することもないので、うちにも水道ポンプで水中のポンプが入っているんだけど、例えば、うちなんかは10年に一度とかやっているんだけど、例えば、公共下水道だったら、これも毎年じゃなくて、これも何年かに一度とか、そういう決めで工事をやっているのでしょうか。そこを伺います。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 下水道が所管しているポンプ場は、現在、中継ポンプ場が2カ所、それから、マンホールポンプ場が20カ所ございます。

まず、中継ポンプ場は、この間溢水してしまった七次中継ポンプ場、それから第三小学校区にある白井第三中継ポンプ場が大きなポンプ場としてございます。それ以外に、平塚にも幾つもマンホールポンプがございまして、それが20カ所ございまして、機能が大きく異なりますので、中継ポンプ場につきましては、5年ごとにオーバーホールの実施してございます。それから、マンホールポンプのほうは小さいポンプになってございますので、こちらは大体15年ごとに交換という形で、オーバーホールではなくて交換という作業をさせていただいてございます。

以上です。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほか、支出のところ、石川委員。

○石川史郎委員 386ページの19節、賃貸料の駐車料金の上、不明水調査委託とあるんですけども、この内容を教えてください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 それでは、不明水調査委託の目的と内容について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先の大雨に伴う下水の溢水の大きな要因となりました雨水が、マンホールのふたの穴やすき間、管渠の継ぎ手、排水設備の誤接などから、本来入ってはいけない污水管のほうに流入してしまうという、いわゆる不明水を抑制させることを目的としております。

令和2年度は、不明水の1つの要因である污水管への誤接続を確認するための現地調査を実施する予定となっております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 済みません、最後に。不明水は改善されているのでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 過去にも、穴のあいているマンホールのところをふたをしているとか、ゴムでとめたり、シールを張ってとめたりということをしておりますので、千葉ニュータウン創成期のマンホールのふたというのは、かなり水が入りやすいような機能になってございましたが、市で維持管理をするようになった平成7年度以降のマンホール、その前のマンホールから水が入りにくい構造のマンホールには変えてございますし、鉄ぶた修繕ということで予算措置させていただいておりますが、その中でも古くなった鉄ぶたのほうは交換する作業しておりますので、効果が出ていると考えております。

以上です。

○石川史郎委員 わかりました。ありがとうございます。

○植村 博委員長 そのほか、小田川委員。

○小田川敦子委員 385ページから始まります、総係費の中の386ページになってくる、37節、貸倒引当金繰入額、さっき聞いたところと同じ項目になるんですけど、これも滞納の率としてはどういう状況なのか、御説明ください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 済みません。今、数字のほうを持ち合わせていないので、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○植村 博委員長 それでは、ほかにございますか。

よろしいですか、支出のほうは。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、収入のほうに移りたいと思います。

収入は382ページ、この部分だけです。382ページです。では、ここについての質疑をお願いします。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

質疑はない、ありませんということです。では、次に、資本的収入及び支出のほうに移りたいと思います。389ページの資本的収入及び支出の、支出の部分の質疑を受けたいと思います。

この部分での質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 特にありませんか。よろしいですか。

では、収入のほうに移ります。その上の388ページになります。ここについての収入の質疑を受けたいと思います。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 ありませんか。

そのほかに、では、全体を通して質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 令和2年度から企業会計になるということで、議場での説明だけではなく、議員に向けて勉強会をしていただいて、前年度の比較ができるように執行部がして下さったのは大変ありがたかったと思います。大きな意味で企業会計になる意味合い、質的变化というか、その辺をどういうふうに捉えているか、お願いします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、企業会計に変わることでのメリット、デメリットということで、まず1点、お答えさせていただきます。

まず、メリットとしましては、所有している資産の耐用年数に応じて、費用化する減価償却費を導入することによって、金額ベースで資産の管理ができること、また、1年間でどのくらい利益が出たかをあらわす損益計算書や、年度末だと一定期日の財産の状況をあらわす貸借対照表などにより、経営の成績が明らかになることから、他の公営企業会計との比較ができるようになります。

それから、デメリットとしましては、減価償却費などを新たに費用化しなければならないこと、また、一般の行政組織が切り離されることによりまして、出納事務だとか決算事務などを単独でやらなきゃいけないので、事務量が増加するというのがデメリットとして考えられます。

それから、企業会計に変えることで今後どういうふうになっていくかということになりますと、まず、水道だとか下水道につきましては、住民生活に必要なサービスを将来にわたって安定的に供給していくために、先ほどお話ししたような損益計算書や貸借対照表など、そういうものをみずからの

経営や資産の状況を正確に把握することによって、一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことになってきて、見える化してくるということが考えられると考えてございます。

ただ、今回、こういう形で見える化したことによって、予定ですが、キャッシュフローのページで言いますと、367ページのキャッシュフローを見ていただくとおり、年度末の資金残高のほうは2億7,000万弱という金額になってございますので、非常に今後は経営が厳しくなると考えてございます。

以上です。

○植村 博委員長 済みません。見落としておりましたけれども、360ページの債務負担行為についても、360ページの表があります、債務負担行為、この部分の5条です。この部分のところは特に質問はございませんか。

ないようでしたらその下に続いて企業債、361ページですが、ここに第6条ということで、企業債の表が載っております。この部分については、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 特にございませんか。

それでは、もう一度、ほかに全体を通して、特に質疑、石川委員。

○石川史郎委員 367ページ、先ほどのキャッシュフローのところなんですけど、資金期末残高が2億6,900万。この数字をどう見るか、お聞きしたいと思っております。

ちなみに、水道のほうはキャッシュフローは同じく8億ありましたので、それもあわせながらお聞かせください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今、議員の御指摘のとおり、水道はキャッシュフロー的に残高が8億円、現金が口座に残っているような形になってございます。

それに引き換え、事業規模の大きい下水道のほうは2億6,900万しか残っていないという金額になってくるので、先ほど平田議員の答弁にも若干触れましたが、非常に経営は厳しい状況だと考えてございます。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 一般会計のほうから繰入金があると思うんですけども、今までの繰入金の額と本年度について教えてください。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 過去の27年度ぐらいからのしか資料がないので、27年度からのいただいている繰入金の額についてお答えさせていただきます。

まず、平成27年度の当初予算の繰入金の額は8,132万3,000円になってございます。

それから、平成28年度については、6,717万円となっております。

それから、平成29年度については、7,655万7,000円。

平成30年度については、7,972万2,000円。

平成31年度につきましては、7,613万1,000円。

令和2年度については、2億360万8,000円となっております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 大体7,000万前後できたと思うんですけども、令和2年だけ2億円と、恐らくこれは減価償却だと思うんですけども、今後の見通しといたしますか、どうなのかとお聞きしたいんですけども。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今年度につきましては、議員の御指摘のとおり、減価償却費の発生に伴って2億円強の金額をいただけてございますが、一般会計のほうも、議員が一般質問をされているように、財政推計的に2025年問題だとか、非常に経営が厳しい状況と考えていますので、これから粘り強く財政課のほうには繰り入れていただけるようにお話はしていく考えではございますが、非常に厳しいのではないかと捉えております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 参考までに、例えば、他市との比較で、うちは料金的にはどうなっているんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、他市ということと言いますと、一番身近なのは印西市、それから隣の鎌ケ谷市になるところでございますが、まず、下水道の料金の取り方というのは、大体皆さん10立方メートルまでは基本料金幾ら、それから、その後は使った量に応じてという形になっているので、一概になかなか比較できないので、単純に1カ月20立方メートル使ったということで、印西市のやつを見ますと、印西市は1カ月で2,178円。白井市の場合は基本料金が990円で、従量料金が1,210円になりまして2,200円、ですから、若干印西のほうが安い形になります。

それに、鎌ケ谷市のほうは逆に、基本料金につきましては1,048円の従量料金が1,650円になりまして、2,698円という形になるので、鎌ケ谷市と比べれば、うちは安い、印西市と比べれば、うちは高いと。

ちなみに、一番安いところでいきますと、私が持っている資料では浦安市のほう若干安いかなと、浦安市は安い傾向にあるのかなと思ってございます。

それと、どちらかというところ、この周辺の、私どもは手賀沼流域と印旛流域にまたがっているんで、そこで比較すると大体うちは真ん中ぐらいの料金設定となっております。

以上です。

○植村 博委員長 石川委員。

○石川史郎委員 最後ですけれども、水道と比べまして、かなり厳しいかなと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 議員の御指摘のとおりだと私も思っております。

以上です。

○石川史郎委員 わかりました。以上です。

○植村 博委員長 ほかには質疑、ありませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 359ページになります。第2条の業務の予定量なんですけど、これも先ほどの水道でお聞きしたのと同じで、前年と比べた増減、もしくは前年度の実績で、数値のほうを御説明お願いします。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 水道と違って、昨年度の予算書の中に年間有収水量だとか、1日平均有収水量という表示がないので、ここでは排水区域内人口だけということでお答えさせていただきます。

30年度の排水区域内人口については、5万2,367人となっております。

以上です。

○小田川敦子委員 わかりました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほかにはございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 先ほど、小田川議員からの御指摘の率なんですけれども、0.3%になってございます。

以上です。〔「何ページでしたっけ」「未納の方でしたよね、下水の」「386ページですね」と言う者あり〕386ページ37節、貸倒引当金繰入金、131万円。こちらの率については、0.3%になってございます。

以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、水道料金と比べて、下水道のほうが、滞納率が高いということになるんですか。

○植村 博委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 議員の御指摘のとおりです。

○植村 博委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○植村 博委員長 それでは、質疑はないようでしたら、質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 賛成討論の方はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論いたします。

令和2年度から企業会計になることで、経営状態の見える化、減価償却費の算出による耐用年数に伴う施設状況の把握ができますということで回答いただきました。ある意味、独立採算の厳しい道を歩むことになるとは言いながら、これからの下水道事業運営が、中長期的に管理できやすくなります。令和2年度の決算にも注視する必要があるとは思っていますけれども、これから安定的に、持続的に、生活に直結した白井市の下水道を守っていく経営基盤強化につながるものと期待し、賛成といたします。

○植村 博委員長 そのほかに討論ある方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立全員。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり可決されました。

(4) 閉会中の継続調査について

○植村 博委員長 日程第4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかわる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時20分